



第3期

さつま町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

鹿児島県 さつま町



はじめに

我が国は急速な少子化の進行に伴う人口減少社会を迎え、子どもを取り巻く環境も、少子化、核家族化、デジタル化、グローバル化、価値観の多様化など、昨今の社会的背景によって大きく変化しており、子育てに対する不安や孤立感を感じる家庭も増加しつつあり、複雑化する課題に対し社会全体として包括的に子どもを支える取組が必要となっています。

国では、令和5年度にこども家庭庁を発足し、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども基本法が施行されました。

さつま町においては、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立したことを受け、平成27年度から5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、第1期計画の終期には、令和2年度から令和6年度までの第2期計画を策定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長できる環境づくりを進めてまいりました。

このたび、第2期計画での取組の成果・課題等を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るため、令和7年度からの5ヶ年を計画期間とした「第3期さつま町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。策定にあたりましては、子育て世帯に対しておこなったアンケート調査によって把握したニーズや意見をできる限り反映できるように努めました。

今後も、さつま町総合振興計画の基本目標である「まちぐるみで育む、子どもの笑顔が輝くまち」に位置づけている3つの基本施策をもとに、第2期計画から掲げてきました「家庭と地域社会で育む、未来にはばたくさつまの子」の基本理念を継承し、引き続き子ども・子育て支援施策を総合的に推進し、きめ細かく、切れ目のない支援による子育て環境の充実に取り組んでまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたりまして、多大なご協力を賜りました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案をお寄せいただきました、町民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

さつま町長 上野 俊市



目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	4
(1) 子ども・子育て会議	4
(2) アンケート調査の実施	4
(3) パブリックコメントの実施	4
5. 計画の推進体制	4
(1) 計画の推進体制	4
(2) 計画の進捗管理	4

第2章 本町における子育て環境・施設の現状

1. 人口等の推移	6
(1) 総人口と年齢3区分人口の推移	6
(2) 総世帯数と1世帯あたりの人員の推移	6
(3) ひとり親世帯数(母子・父子世帯数)の推移	7
(4) 合計特殊出生率の推移	7
2. 子育てを取り巻く家庭の状況	8
(1) 婚姻数・婚姻率の推移	8
(2) 離婚数・離婚率の推移	8
(3) 女性の年齢別労働力率の推移	9
(4) 出生数の推移	9
(5) 母親の年齢別出生数の推移	9
(6) 出生順位別出生数の推移	9
3. 教育・保育施設等の状況	10
(1) 保育所・認定こども園入所児童数	10
(2) 教育・保育施設	11
(3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	12
4. 子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査結果	13

第3章 事業計画

1. 計画の基本理念	28
2. 基本目標	28
3. 施策の体系	29
4. 施策の展開	30
基本目標1 子どもと親が安心して暮らせる環境づくり	30
(1) 安心安全な妊娠・出産への支援	30
(2) 保育サービスの充実	32
基本目標2 まちのみんなで子育て応援	33
(1) 子育て世帯を支援する地域づくり	33
(2) 子どもが健やかに成長する環境の整備	33
基本目標3 要保護・要支援児童等へのきめ細やかな支援の推進	34
(1) きめ細やかな子育て支援	34

第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策

1. 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	36
(1) 教育・保育提供区域の設定	36
(2) 量の見込みと確保方策	37
(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	38
2. 本町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	39
(1) 利用者支援事業	39
(2) 地域子育て支援拠点事業	40
(3) 妊婦健康診査	41
(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	42
(5) 養育支援訪問事業	43
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	44
(7) 子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業	45
(8) 一時預かり事業	46
(9) 延長（時間外）保育事業	47
(10) 病児保育事業	48
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	49
(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	50
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	50
(14) 子育て世帯訪問支援事業	50
(15) 児童育成支援拠点事業	50
(16) 親子関係形成支援事業	51
(17) 妊婦等包括相談支援事業	51
(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	52
(19) 産後ケア事業	52
3. 放課後児童対策	53
(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	53
(2) 放課後子供教室の年度ごとの実施計画	53
(3) 連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量	53
(4) 校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量	53
(5) 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策	53
(6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策	53
(7) 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策	54
(8) 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応に関する方策等 エラー！ブックマークが定義されていません。	
4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	54
5. その他の項目に関する方策等	54
(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	54
(2) 職業生活と家庭生活との両立の推進	54
(3) 子どもの貧困の解消に向けた対策	55

資料編

資料1 さつま町子ども・子育て会議条例	58
資料2 さつま町子ども・子育て会議委員名簿	59

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では、出生率の低下が進んでいる中で子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育ての不安や孤立感を抱える子育て家庭の増加、待機児童問題、保育人材の確保など、様々な課題を抱えています。

こうした中、平成 24 年に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的として平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が始まり、令和元年 10 月には、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

また、共働き家庭の増加に対応し、平成 30 年に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の整備等が進められてきました。

しかしながら、近年、子ども・若者を取り巻く環境は変化し続け、ニート、ひきこもり、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどの問題が深刻化しています。

こうした状況を踏まえ、令和 5 年 4 月に、子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することのできる社会の実現に向けて「こども家庭庁」が設置されると同時に、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。さらに、令和 5 年 12 月には、子ども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、これによりすべての子どもや若者が、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、生涯にわたって健やかに成長し、権利が擁護される「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

本町では、平成 27 年 3 月に「さつま町子ども・子育て支援事業計画」、令和 2 年 3 月に「第 2 期さつま町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の施策を推進してきました。このたび、「第 2 期さつま町子ども・子育て支援事業計画」が令和 6 年度で最終年度を迎えることから、新たな「第 3 期さつま町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、引き続き、家庭・学校・教育・保育施設と地域が連携し子育て支援の環境づくりをさらに進めていきます。

【国の動向】

	法律・制度等	内容
令和 2 年	新子育て安心プラン	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の受け皿整備 ・地域の子育て資源の活用
令和 4 年	児童福祉法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども・子育て支援事業に子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業を位置づけ ・地域子ども・子育て支援事業を拡充
令和 5 年	こども家庭庁発足	<ul style="list-style-type: none"> ・こども政策の強力な司令塔 ・「こどもまんなか社会」の実現
	こども基本法施行	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現
	こども大綱閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化 ・こどもや若者、子育て当事者のために、こども施策を総合的に推進するための基本的な方針
令和 6 年	次世代育成支援対策推進法	<ul style="list-style-type: none"> ・有効期限が令和 17 年 3 月末まで延長
	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦等包括相談支援事業を創設 ・こども誰でも通園制度を創設 ・地域子ども・子育て支援事業に産後ケア事業を位置付け
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> ・法律名を「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更 ・題名の変更に伴い「子どもの貧困対策」を「こどもの貧困の解消に向けた対策」に変更

2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、第2期さつま町子ども・子育て支援事業計画において一体として策定した「次世代育成支援対策推進法」に基づく「市町村行動計画」は、「次世代育成支援対策推進法」の改定により、法律の有効期限が令和17年3月末まで延長されたことに伴い、第3期においても引き続き一体化した計画として策定します。

計画の策定にあたっては、「第2次さつま町総合振興計画」や「第2次さつま町地域福祉計画」の上位計画、その他の関連計画との整合を図ります。

<子ども・子育て支援法（抄）>

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により必要に応じて計画の見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		中間見直し		改定			中間見直し		改定
第2期 さつま町子ども・子育て支援事業計画					第3期 さつま町子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議

計画策定にあたり、学識経験者、保育・教育関係者、保護者等で構成される「さつま町子ども・子育て会議」において、計画内容等について検討、審議を行いました。

令和6年8月	第1回子ども・子育て会議の開催 子ども・子育て支援事業計画 令和5年度実績報告について 第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査結果の概要等
令和6年11月	第2回子ども・子育て会議の開催 第3期子ども・子育て支援事業計画素案について
令和7年1月	第3回子ども・子育て会議の開催 第3期子ども・子育て支援事業計画素案の最終確認について

(2) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、町民の子育てに関する現状や利用希望を把握することを目的として、未就学児・小学生・中学生の保護者に対しアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたり、町民の考えや意見を反映するため、パブリックコメントを行いました。
(令和7年1月30日～2月28日実施)

5. 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、町内の教育・保育事業者、学校、事業所、住民と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。

(2) 計画の進捗管理

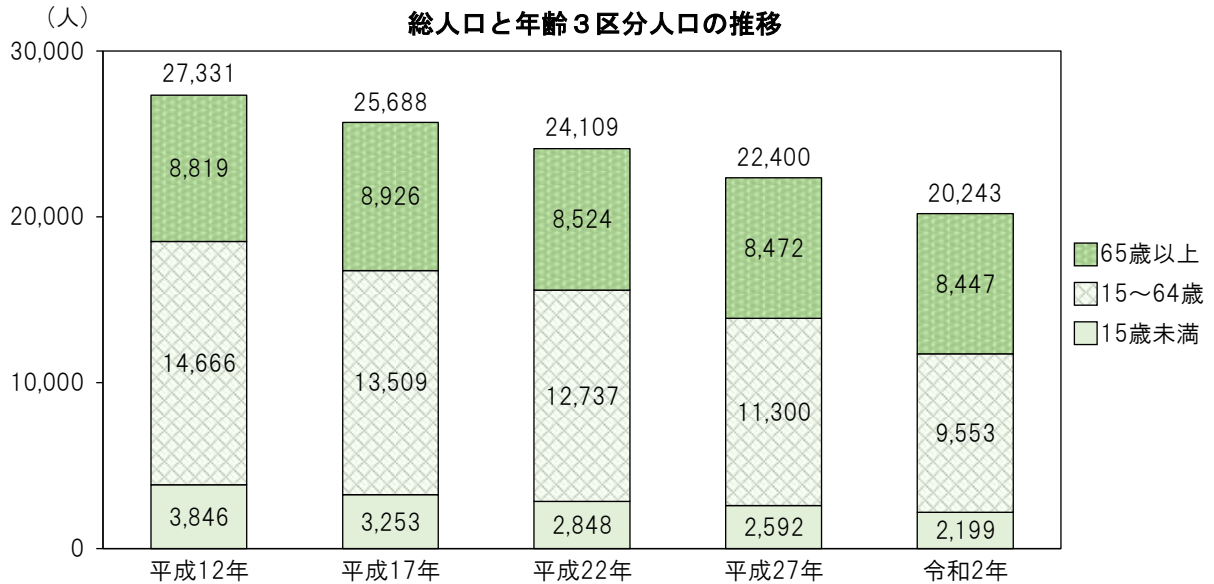
計画の進捗管理については、PDCAの考え方を踏まえて評価・点検を行い、進行状況の把握を行います。また、子ども・子育て会議にて意見を聴取し、その結果を踏まえ、必要に応じて本計画の見直し・改善を図ります。

第2章 本町における子育て環境・施設の現状

1. 人口等の推移

(1) 総人口と年齢3区分人口の推移

総人口は減少傾向にあり、令和2年では20,243人となっています。令和2年を平成27年と比較すると、65歳以上はほぼ横ばいで推移していますが、15～64歳は1,747人減少、15歳未満は393人減少となっています。



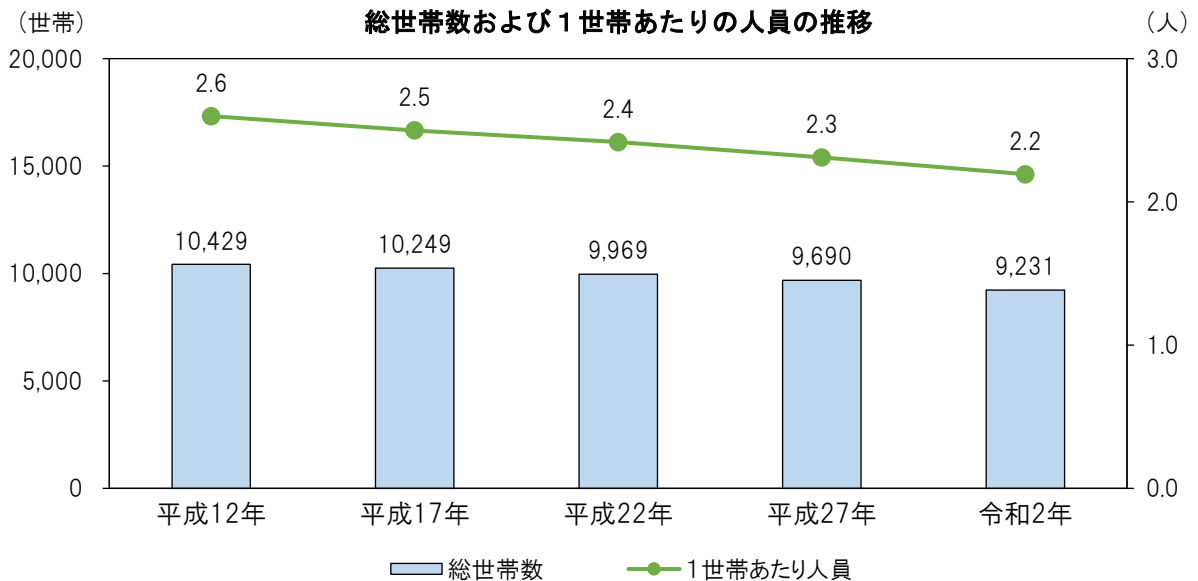
※平成27年、令和2年は年齢不詳を含む

資料名：国勢調査

(2) 総世帯数と1世帯あたりの人員の推移

総世帯数は減少傾向にあり、令和2年は9,231世帯となっています。

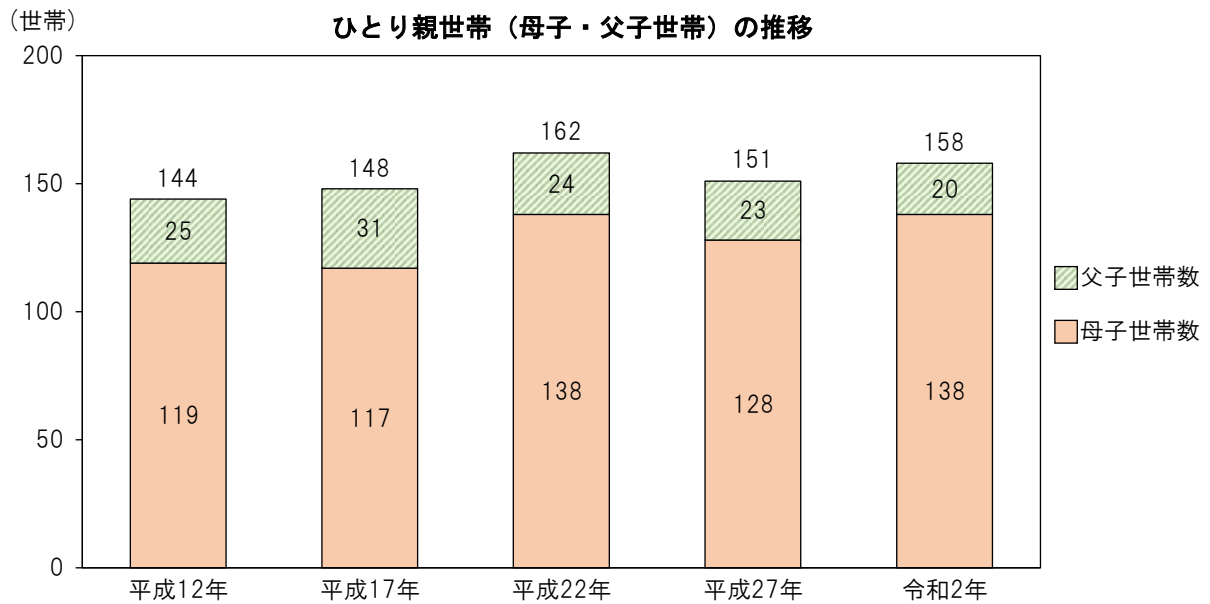
1世帯あたりの人員の推移も減少傾向にあり、令和2年は2.2となっています。



資料名：国勢調査

(3) ひとり親世帯数（母子・父子世帯数）の推移

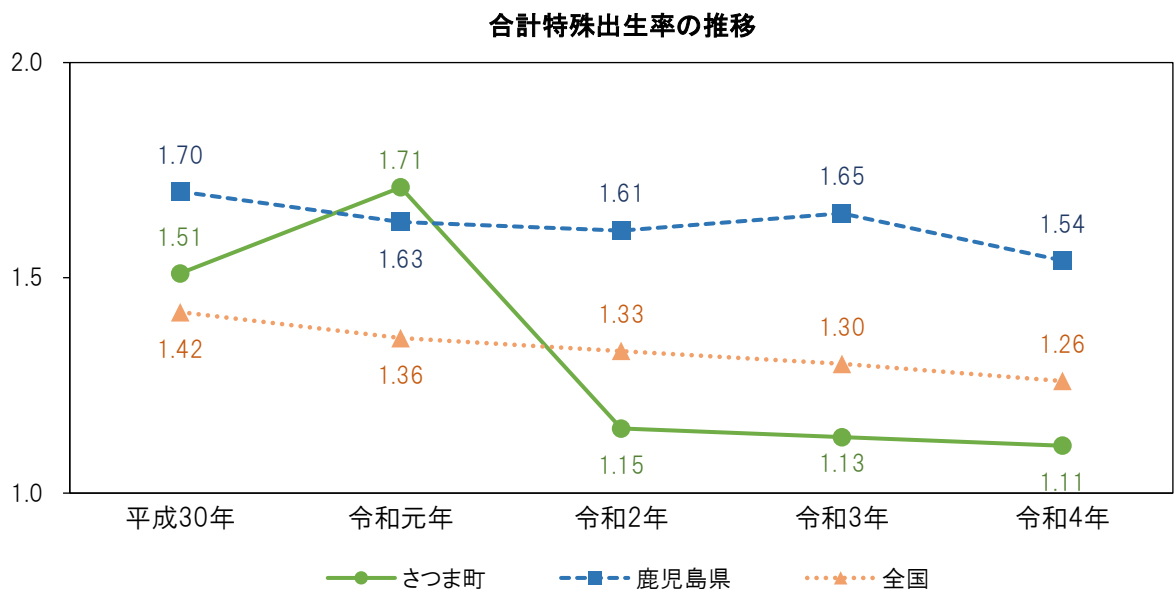
ひとり親世帯数は、平成27年にやや減少するものの、令和2年は増加し158世帯となっています。



資料名：国勢調査

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、令和4年では1.11となっており、令和2年以降は県、国と比べ低くなっています。



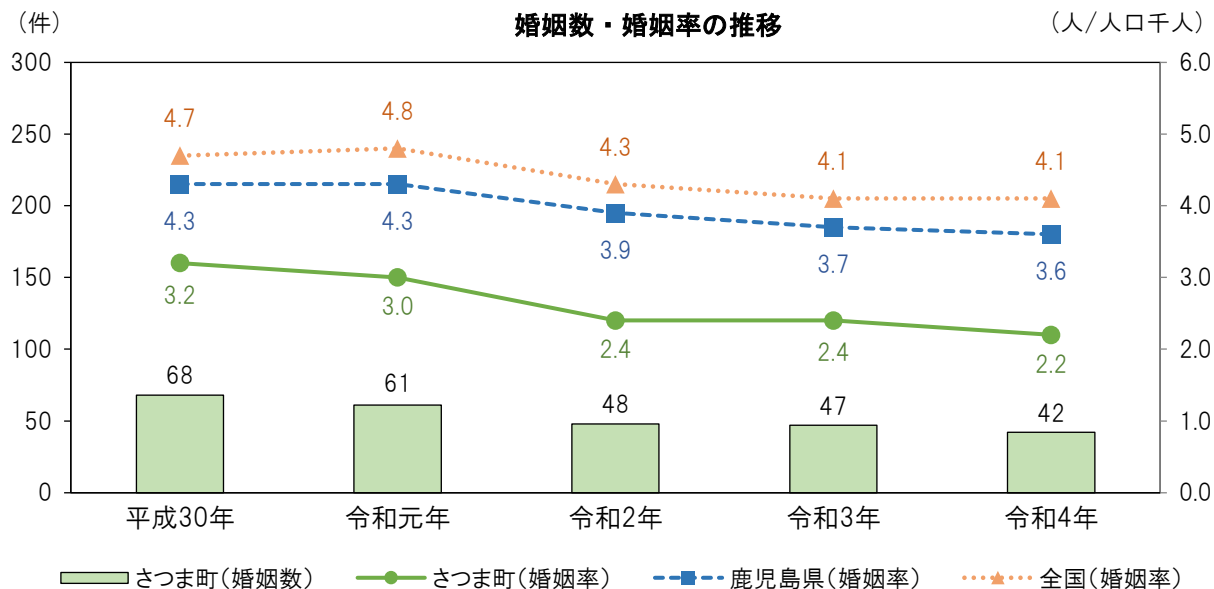
資料名：国勢調査・鹿児島県人口動態統計調査・鹿児島県人口移動調査

2. 子育てを取り巻く家庭の状況

(1) 婚姻数・婚姻率の推移

婚姻数は、減少傾向にあり令和4年には42件となっています。

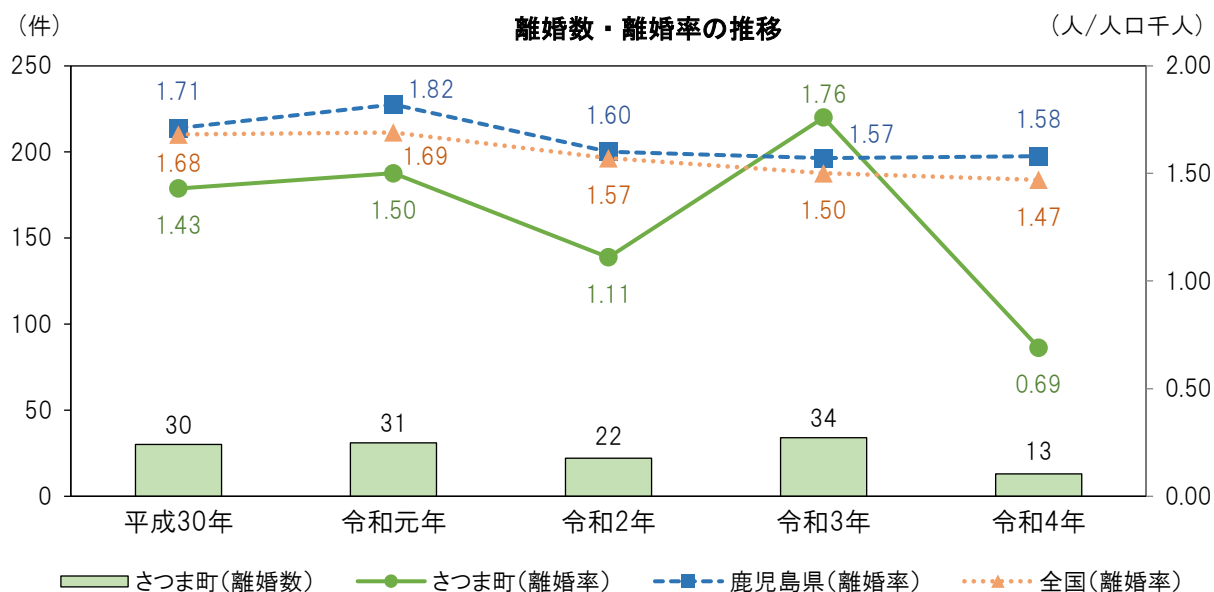
婚姻率は、令和4年では2.2となっており、県、国と比べ低くなっています。



(2) 離婚数・離婚率の推移

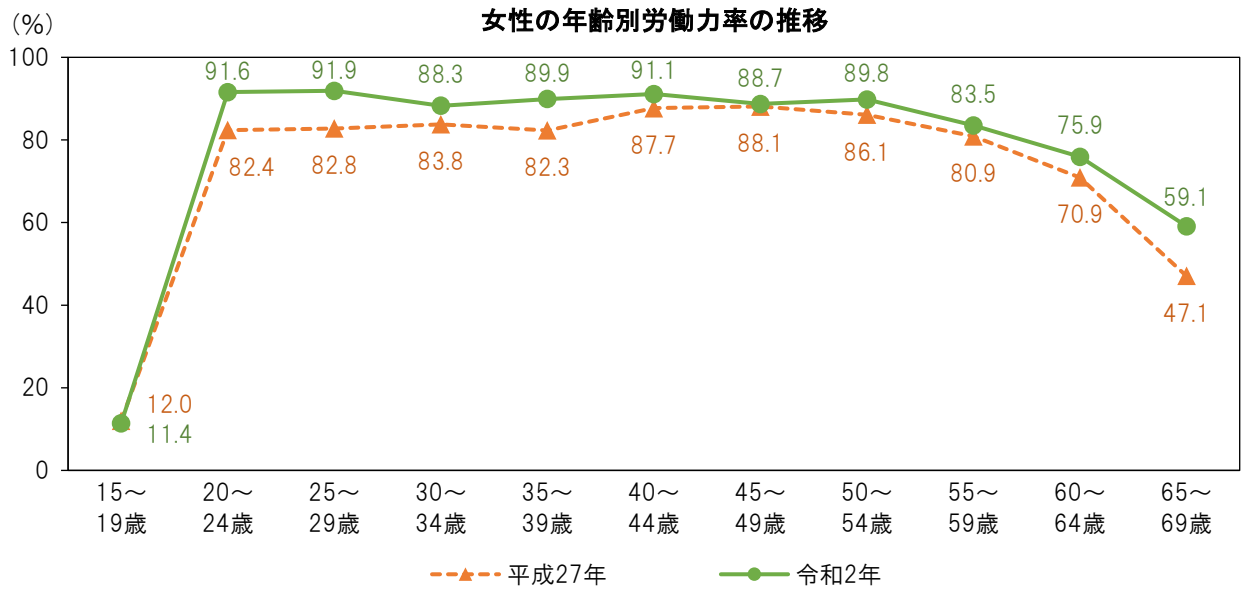
離婚数は、令和3年のピークのあとに21件減少し令和4年は13件となっています。

離婚率は、令和3年では県、国を上回っています。



(3) 女性の年齢別労働力率の推移

女性の年齢別労働力率は、平成 27 年と令和 2 年を比較すると、令和 2 年ではすべての年齢において平成 27 年より高く、20～54 歳では約 90%となっています。平成 27 年と令和 2 年ともM字カーブがみられますが、カーブはゆるやかになっています。



資料名：国勢調査

(4) 出生数の推移

出生数は、令和元年から令和 2 年では 40 人減少しており、令和 2 年以降は減少傾向となっています。

(単位：人)

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
出生数	114	130	90	83	72

資料名：鹿児島県人口動態統計調査

(5) 母親の年齢別出生数の推移

母親の年齢別出生数は、令和 3 年、令和 4 年とも、30～34 歳が最も多くなっています。

(単位：人)

	総数	15歳未満	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上
令和 3 年	83	-	-	3	22	38	12	7	1
令和 4 年	72	-	-	4	24	29	13	2	-

資料名：鹿児島県人口動態統計調査

(6) 出生順位別出生数の推移

出生順位別出生数は、令和 3 年は第 1 子、令和 4 年は第 2 子が最も多くなっています。

(単位：人)

	総数	第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 4 子	第 5 子以上
令和 3 年	83	32	23	18	6	4
令和 4 年	72	24	30	12	4	2

資料名：鹿児島県人口動態統計調査

3. 教育・保育施設等の状況

(1) 保育所・認定こども園入所児童数

保育所の入所児童数は、令和6年度を令和2年度と比較すると、合計入所児童は5年間で204名減少し、半分以下となっています。認定こども園の入所児童数の合計は、横ばいで推移しています。

【保育所】年齢別入所児童数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	50(2)	32(4)	14	17(3)	16(2)
1歳児	59(3)	60(2)	31(2)	25	19(2)
2歳児	63(3)	54(2)	41(2)	31(1)	32(1)
3歳児	67	55(2)	38(2)	42(3)	30(1)
4歳児	61	60	43(1)	41(3)	41(3)
5歳児	85(2)	53	47	43(1)	43(5)
合計	385(10)	314(10)	214(7)	199(11)	181(14)

※ () は他市等が認定し他市等から本町の施設へ入園している園児数を内数で記載してあります。

【認定こども園】年齢別入所児童数の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	27(4)	22(6)	34(8)	22(2)	29(6)
1歳児	41(3)	50(6)	42(8)	49(7)	39(5)
2歳児	60(4)	56(8)	75(11)	45(4)	61(6)
3歳児	49(3)	76(5)	71(4)	82(6)	54(4)
4歳児	64(3)	59(2)	89(5)	72(4)	81(4)
5歳児	62	71(6)	74(2)	89(3)	72(2)
合計	303(17)	334(33)	385(38)	359(26)	336(27)

※ () は他市等が認定し他市等から本町の施設へ入園している園児数を内数で記載してあります。

【資料】 庁内資料 (各年10月1日現在)

(2) 教育・保育施設

本町の保育所・認定こども園・事業所内保育所は14園あり、合わせて620人の定員です。

■保育所・認定こども園・事業所内保育所一覧

保育所 (令和6年10月1日現在)				
	施設名称	所在地	電話番号	定員
1	山崎保育園	さつま町山崎 861-2	0996-56-8555	40
2	佐志保育園	さつま町広瀬 1242-7	0996-53-1378	50
3	太陽保育園	さつま町宮之城屋地 2115	0996-52-2551	50
4	信教寺保育園	さつま町宮之城屋地 808-1	0996-53-3130	60
5	上宮保育園	さつま町平川 1872-2	0996-54-2672	30

認定こども園 (令和6年10月1日現在)				
	施設名称	所在地	電話番号	定員
1	幼保連携型認定こども園 つるだ同朋子ども園	さつま町鶴田 3424-18	0996-59-3074	65
2	認定こども園クオラキッズ	さつま町船木 2336-1	0996-53-0335	75
3	あさひこども園	さつま町柏原 5183	0996-59-8675	50
4	宮之城聖母幼稚園	さつま町虎居 1020-1	0996-53-0602	45
5	恵光保育園	さつま町中津川 1986-1	0996-57-0845	35
6	吉祥保育園	さつま町虎居町 1779-1	0996-53-0305	75
7	しびこども園	さつま町紫尾 1468	0996-59-8367	20
8	錦光こども園	さつま町求名 2735-7		20

事業所内保育所 (令和6年10月1日現在)				
	施設名称	所在地	電話番号	定員
1	わんぱくキッズ	さつま町船木 2311-6	0996-52-1265	5

※しびこども園、錦光こども園は、令和7年度まで休園予定。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

町内の放課後児童クラブは9か所となっています。

■放課後児童クラブ一覧

放課後児童クラブ						(令和6年10月1日現在)	
放課後 児童クラブ	定員 (人)	住所	連絡先	開所時間			
				平日	土曜日 長期休暇		
えいしん 児童クラブ	40	さつま町 宮之城屋地 1556-3	090-9560-0555 えいしん児童クラブ 0996-53-0305 吉祥保育園	下校～18:00	8:00～18:00		
信教寺 児童クラブ	40	さつま町 宮之城屋地 808-1	0996-53-3130 信教寺保育園	下校～18:00	8:00～18:00		
太陽 学童クラブ	40	さつま町 宮之城屋地 2115	0996-52-2551 太陽保育園	下校～18:00	8:00～18:00		
恵光 学童クラブ	40	さつま町 中津川 4268	0996-57-0845 恵光保育園	下校～18:00	8:00～18:00		
佐志 学童クラブ	40	さつま町 広瀬 1178	0996-53-1378 佐志保育園	下校～18:00	8:00～18:00		
にじいろ 学童クラブ	40	さつま町 求名 12753-3	0996-57-1388 にじいろ学童クラブ 0996-24-8940 さつま町役場	下校～18:00	8:00～18:00		
つるだ 学童クラブ	40	さつま町 神子 666-1	0996-59-3074 つるだ同朋子ども園	下校～18:00	8:00～18:00		
山崎 学童クラブ	40	さつま町 山崎 853-1	0996-56-8555 山崎保育園	下校～18:00	8:00～18:00		
あさひ 児童クラブ	40	さつま町 柏原 1637-3	080-4318-8675 あさひ児童クラブ 0996-59-8675 あさひこども園	下校～18:00	8:00～18:00		

4. 子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査結果

(1) 調査の目的

子ども・子育て支援法に基づき、令和7年度を始期とする「第3期さつま町子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、町民の子育てに関する現状や利用希望を把握し、計画策定に向けた基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

(2) 調査内容

調査対象：さつま町に居住している中学3年生までの子どもを持つ保護者1,000人（無作為抽出）

調査期間：令和6年6月3日（月）～令和6年6月20日（木）

調査方法・回収結果：

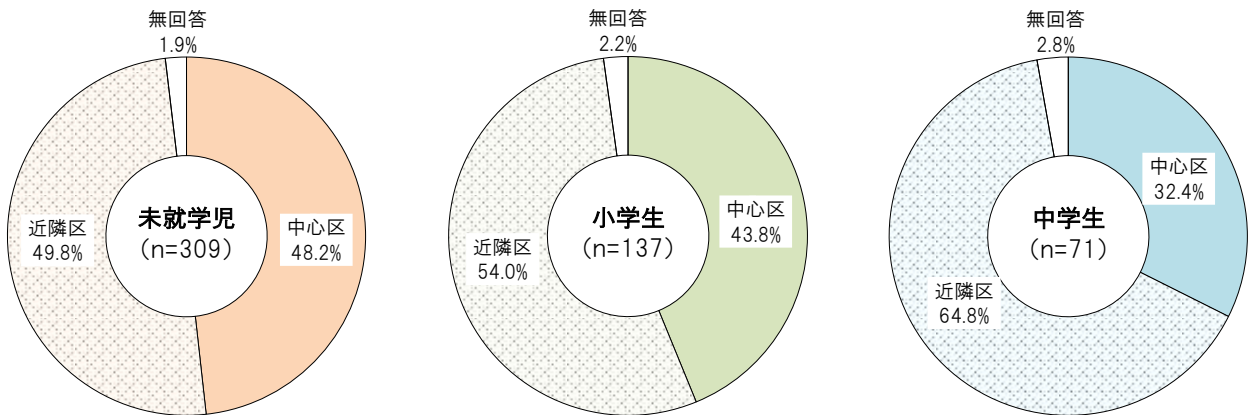
	未就学児	小学生	中学生
調査方法	利用施設を通じた配布・回収 または郵送による配布・回収	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
配布数	411件	401件	188件
有効回答数	309件	137件	71件
回収率	75.2%	34.2%	37.8%

(3) 調査結果を見る際の注意事項

- ① 比率はすべて百分比で表し、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、百分比の合計が100%にならない場合があります。
- ② 複数回答の設問は、百分比の合計は100%を超える場合があります。
- ③ グラフ中における「n」は、各設問の回答者数（サンプル数）のことです。サンプル数が少ない場合には、統計的誤差が生じる可能性が高く分析には適さないため、参考値として掲載しています。

(4) 調査結果

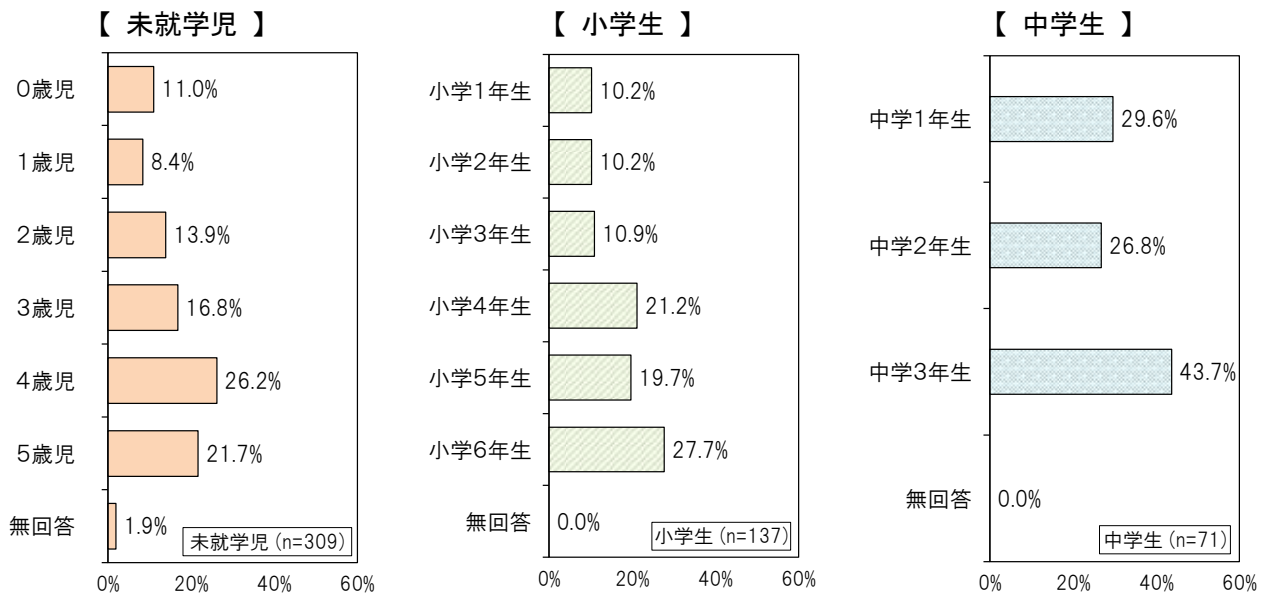
① 居住地区別の回答状況



中心区： 宮之城屋地区 虎居区 時吉区 船木区

近隣区： 柘野区 平川区 湯田区 佐志区 山崎区 久富木区 二渡区 白男川区 泊野区
鶴田区 神子区 柏原区 紫尾区 求名区 中津川区 永野区

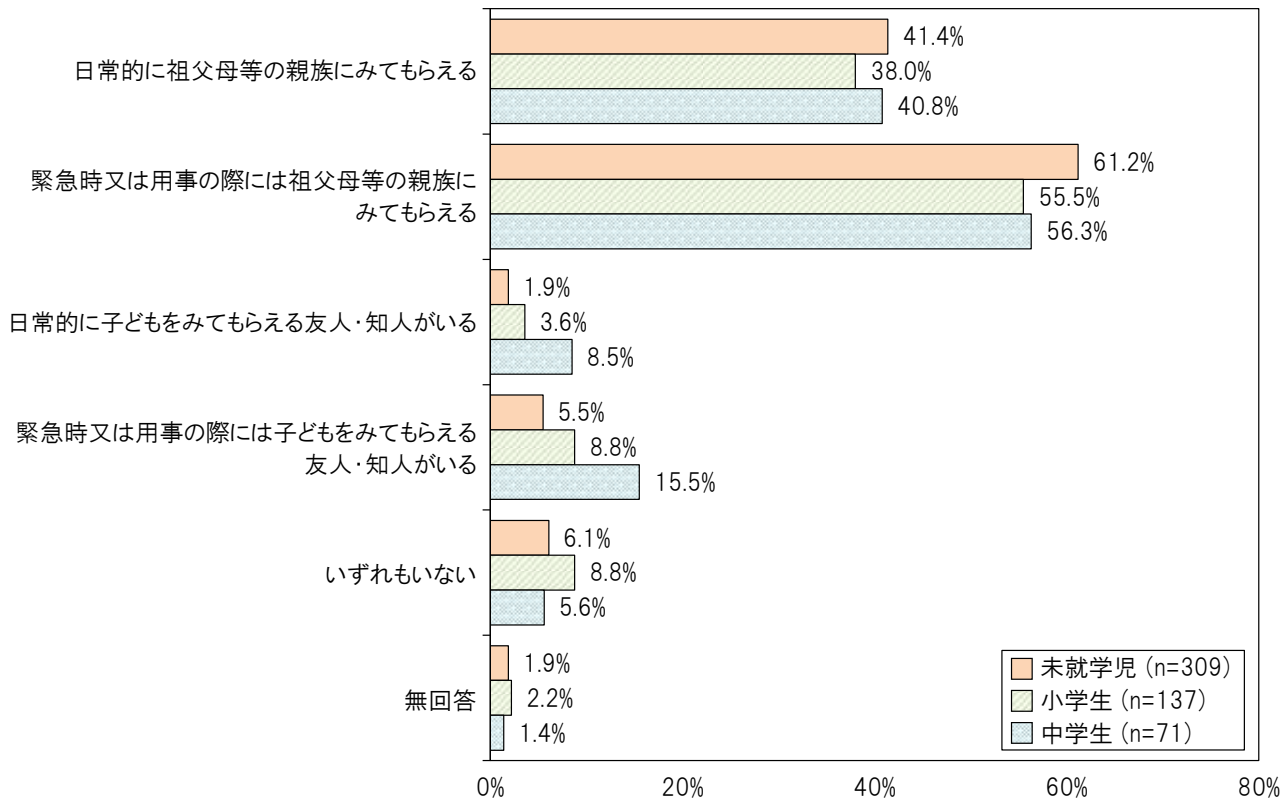
② 年齢・学年別の回答状況



③ 子どもをみてもらえる親族・知人の有無（複数回答）

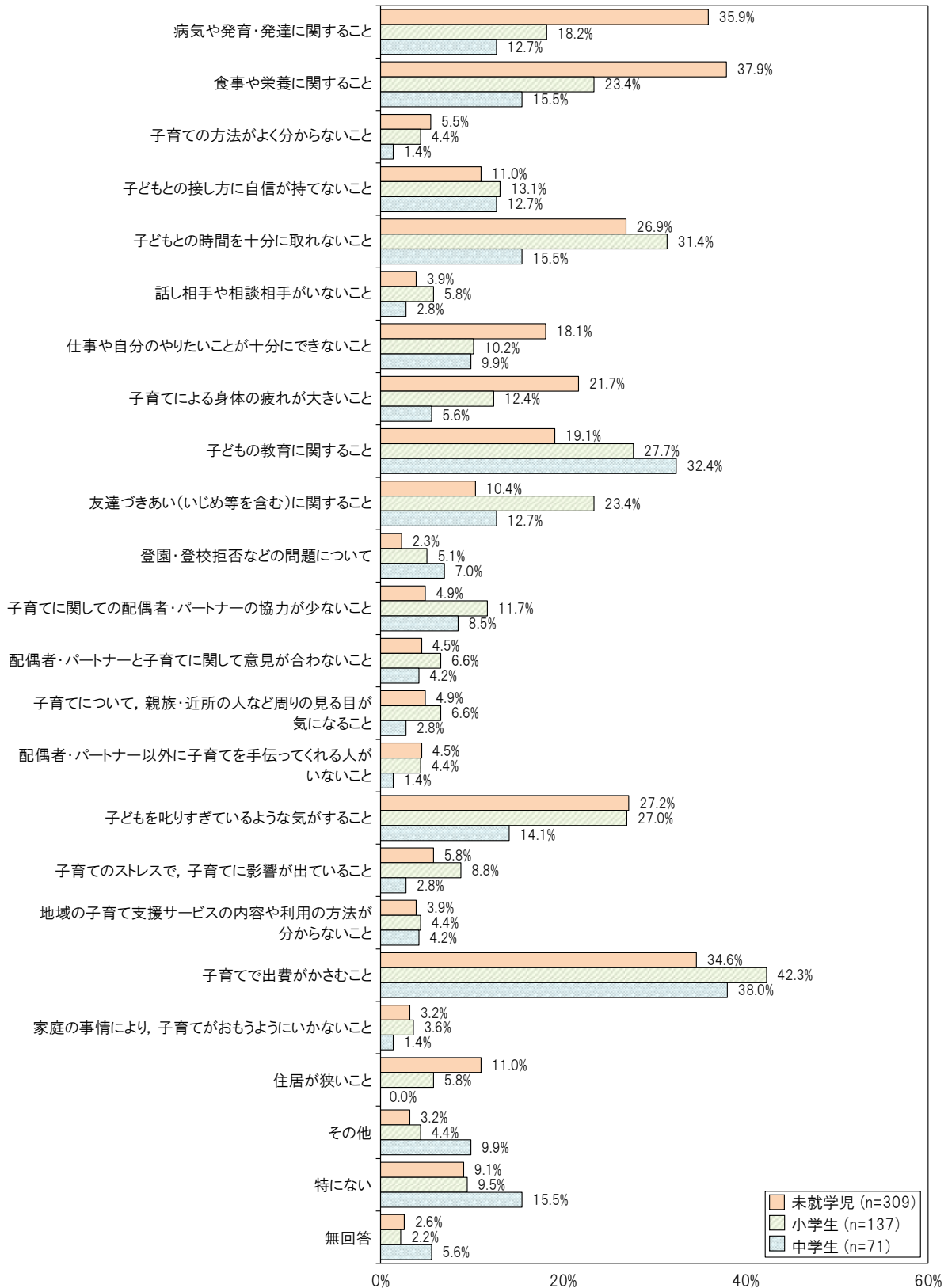
子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、未就学児・小学生・中学生ともに「緊急時又は用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した割合が最も高く、約6割となっています。中学生では「緊急時又は用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」と回答した割合が、未就学児・小学生に比べて6ポイント以上高くなっています。

一方で、「いずれもない」と回答した割合は、未就学児では6.1%、小学生では8.8%、中学生では5.6%となっています。



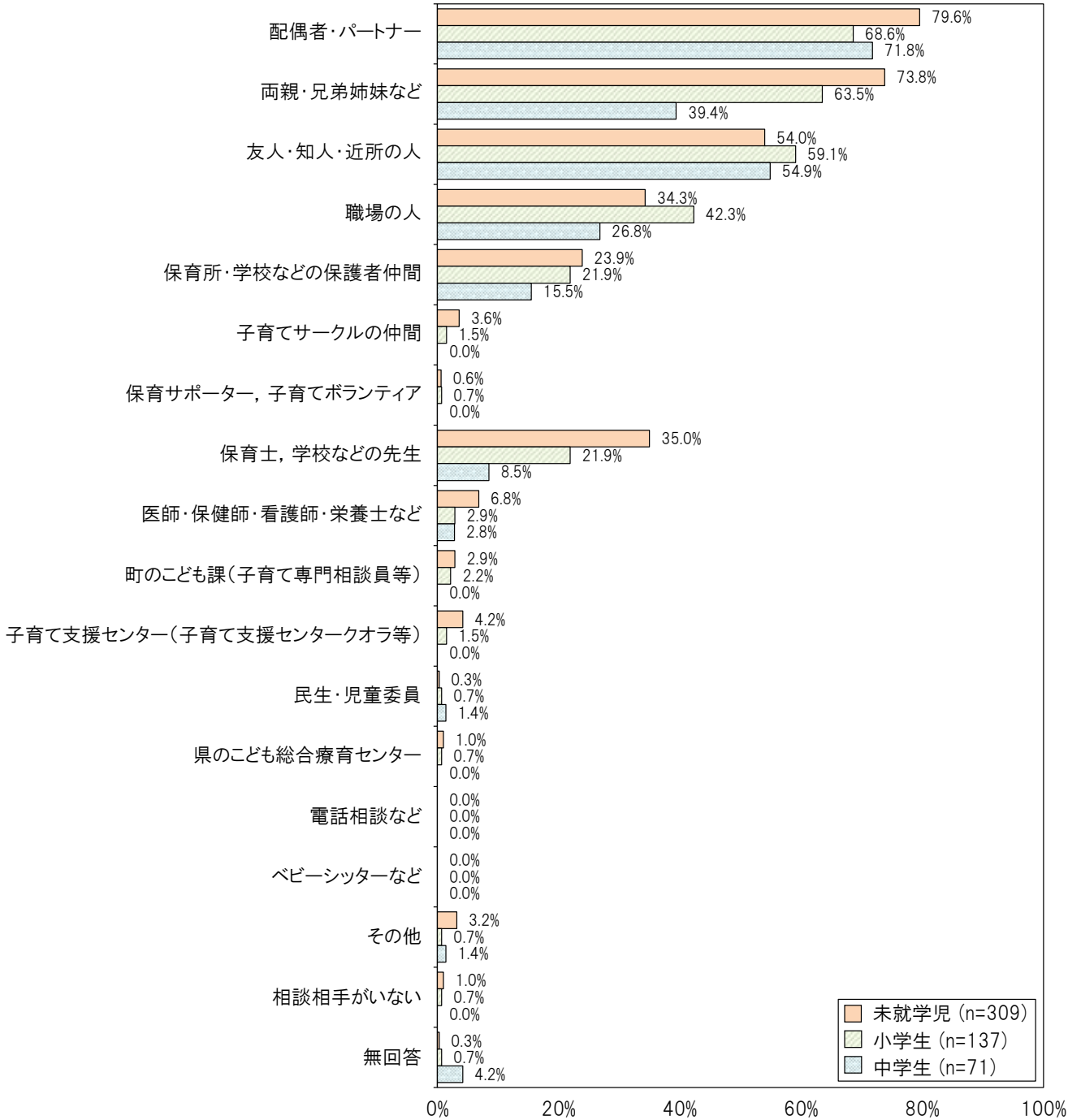
④ 子育てに関して、日常悩んでいること、気になること（複数回答）

子育てに関して、日常悩んでいること、気になることについて、未就学児は「食事や栄養に関すること」、「病気や発育・発達に関すること」と回答した割合が高く、小学生・中学生に比べて15ポイント以上高くなっています。小学生・中学生では「子育てで出費がかさむこと」、「子どもとの時間を十分に取れないこと」、「子どもの教育に関すること」と回答した割合が高くなっており、その中でも小学生は「子育てで出費がかさむこと」と回答した割合が4割を超えています。



⑤子育てに関する悩みや不安の相談先（複数回答）

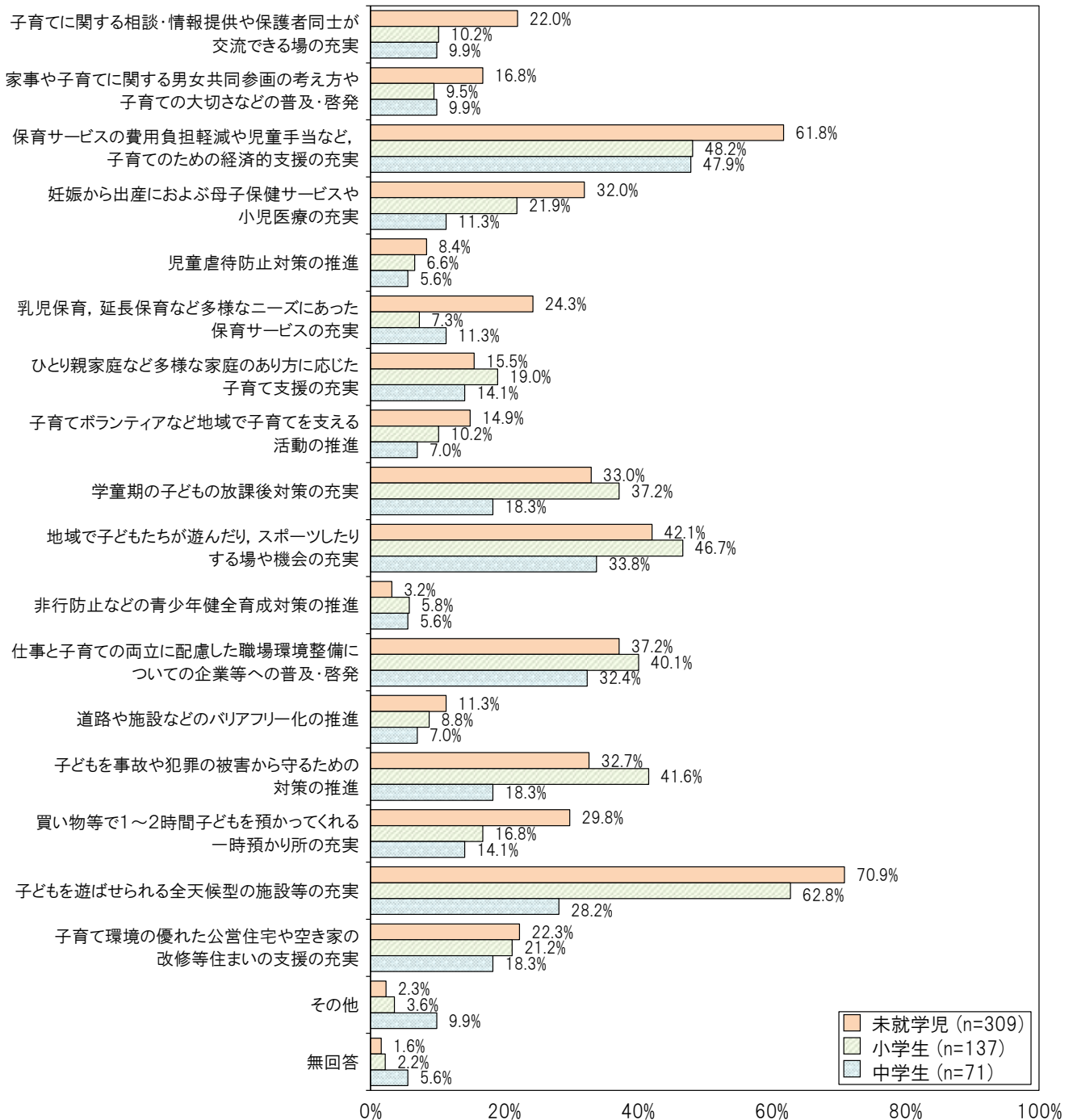
子育てに関する悩みや不安の相談先について、未就学児・小学生・中学生ともに「配偶者・パートナー」と回答した割合が最も高く、約7割となっています。未就学児では「保育士、学校などの先生」と回答した割合が、小学生・中学生に比べて13ポイント以上高くなっています。



⑥ 子どもを健やかに生み育てるために町に期待すること（複数回答）

子どもを健やかに生み育てるために町に期待することについて、未就学児・小学生の6割以上が「子どもを遊ばせられる全天候型の施設等の充実」、未就学児・小学生・中学生の3割以上が「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」と回答しています。

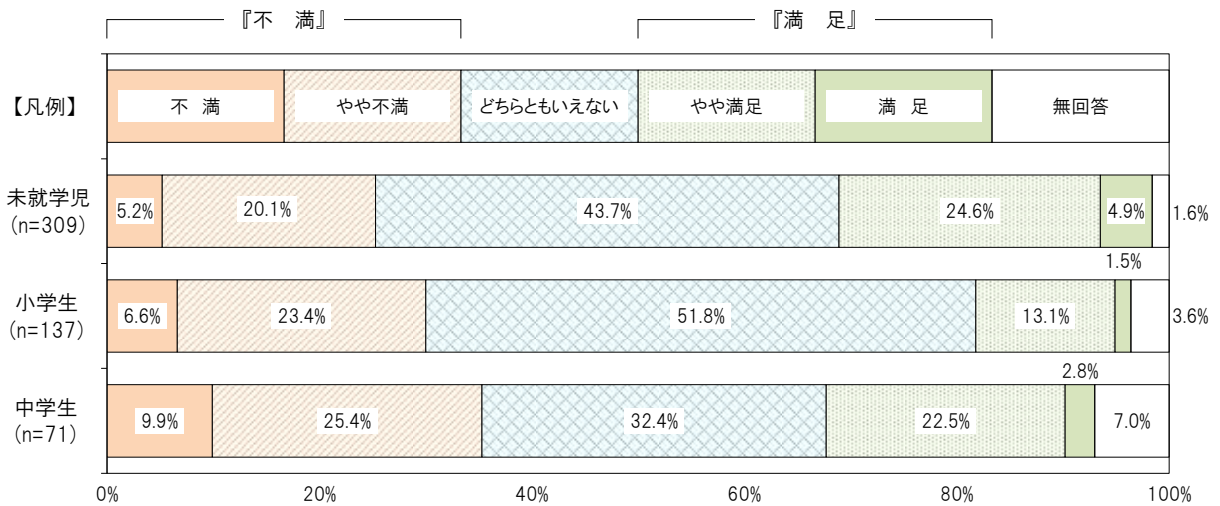
未就学児・小学生・中学生ともに「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」と回答した割合が約5～6割となっています。



⑦ お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度（単数回答）

お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について、『満足』（やや満足＋満足）と回答した割合は、未就学児が 29.5%，小学生が 14.6%，中学生が 25.3%となっており、小学生の保護者の満足度が最も低くなっています。

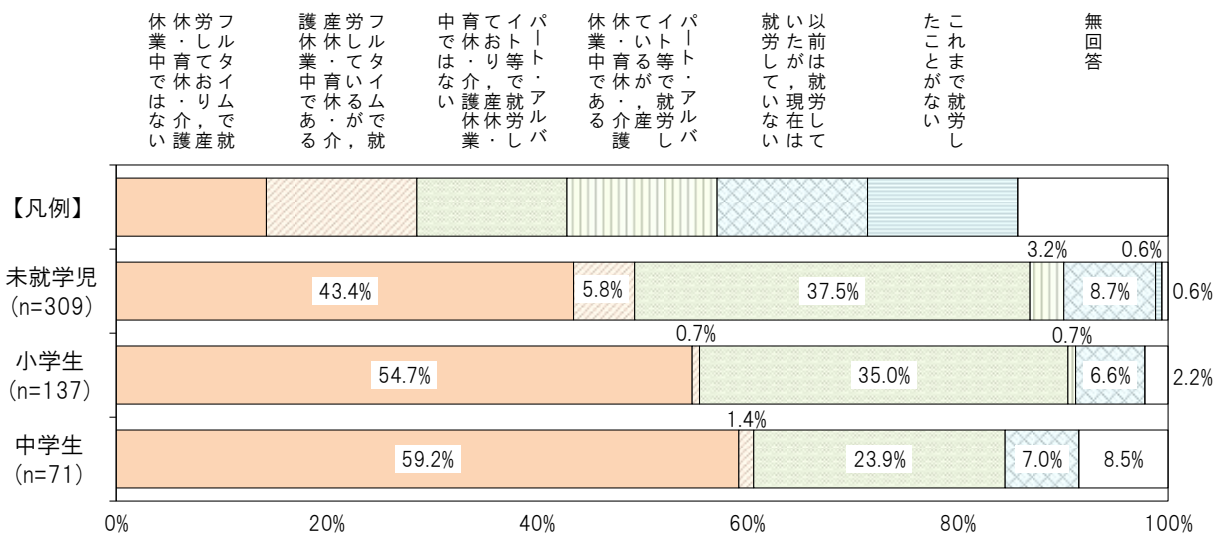
一方、『不満』（やや不満＋不満）と回答した割合は、未就学児が 25.3%，小学生が 30.0%，中学生が 35.3%となっており、子どもの年齢・学年が上がるにつれて増加傾向にあり、小学生と中学生では、3割を超えています。



⑧ 母親の現在の就労状況（単数回答）

母親の現在の就労状況について、未就学児・小学生・中学生ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と回答した割合が最も高く、小学生・中学生では5割を超えています。

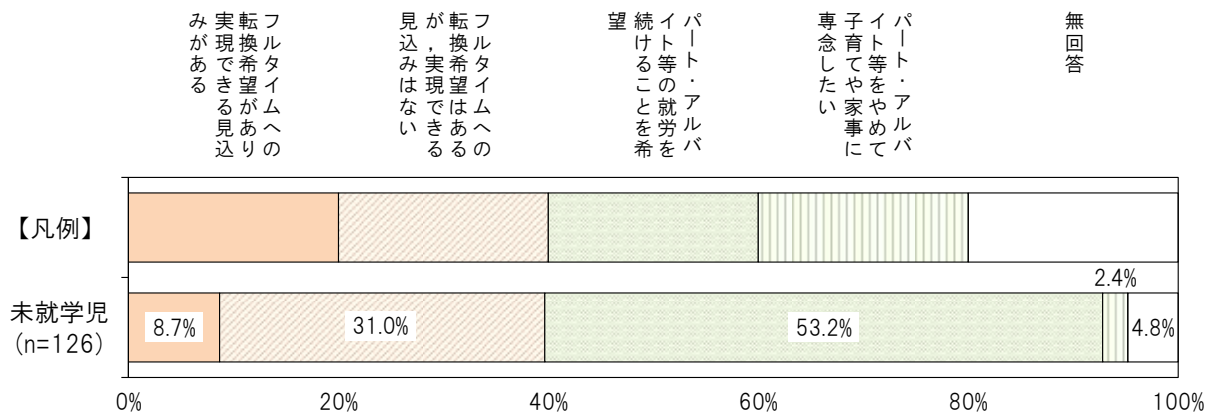
「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と回答した割合が、子どもの年齢・学年が上がるにつれて増加しているのに対し、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と回答した割合は、子どもの年齢・学年が上がるにつれて減少しています。



⑨ パート・アルバイト等で就労をしている母親のフルタイムへの転換希望（単数回答） ※未就学児のみ

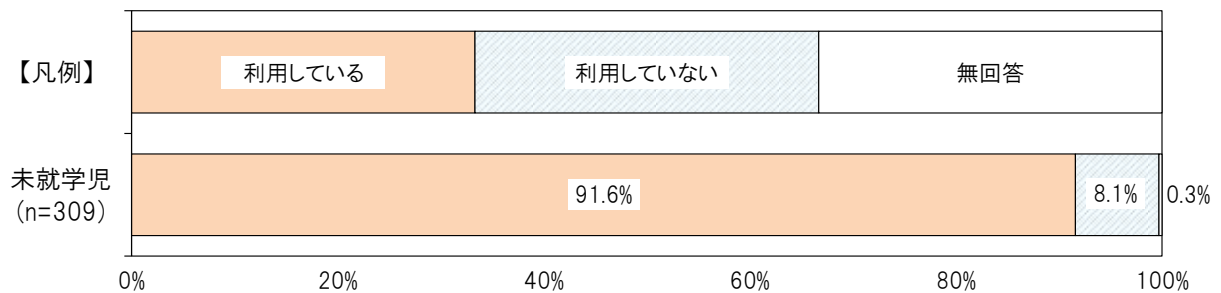
パート・アルバイト等で就労をしている母親のフルタイムへの転換希望については、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」と回答した割合が最も高くなっています。

一方で、約3割の母親が「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」と回答しています。



⑩ 教育・保育事業の利用状況（単数回答） ※未就学児のみ

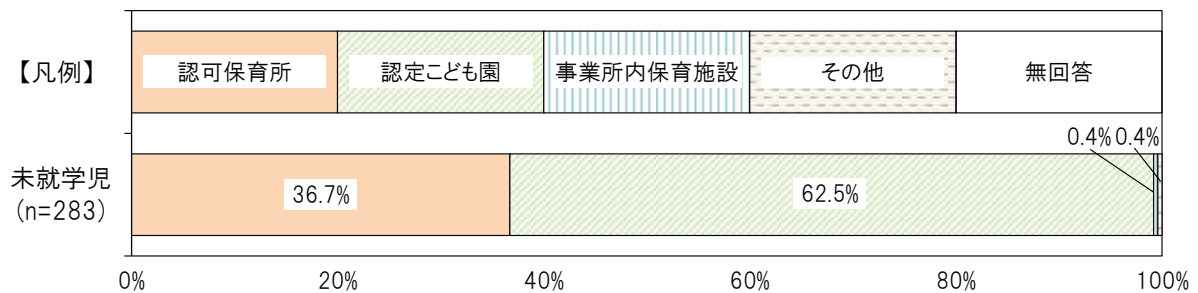
教育・保育事業の利用状況については、「利用している」(91.6%)、「利用していない」(8.1%)となっています。



⑪ 現在利用している教育・保育事業（単数回答）

※未就学児のみ

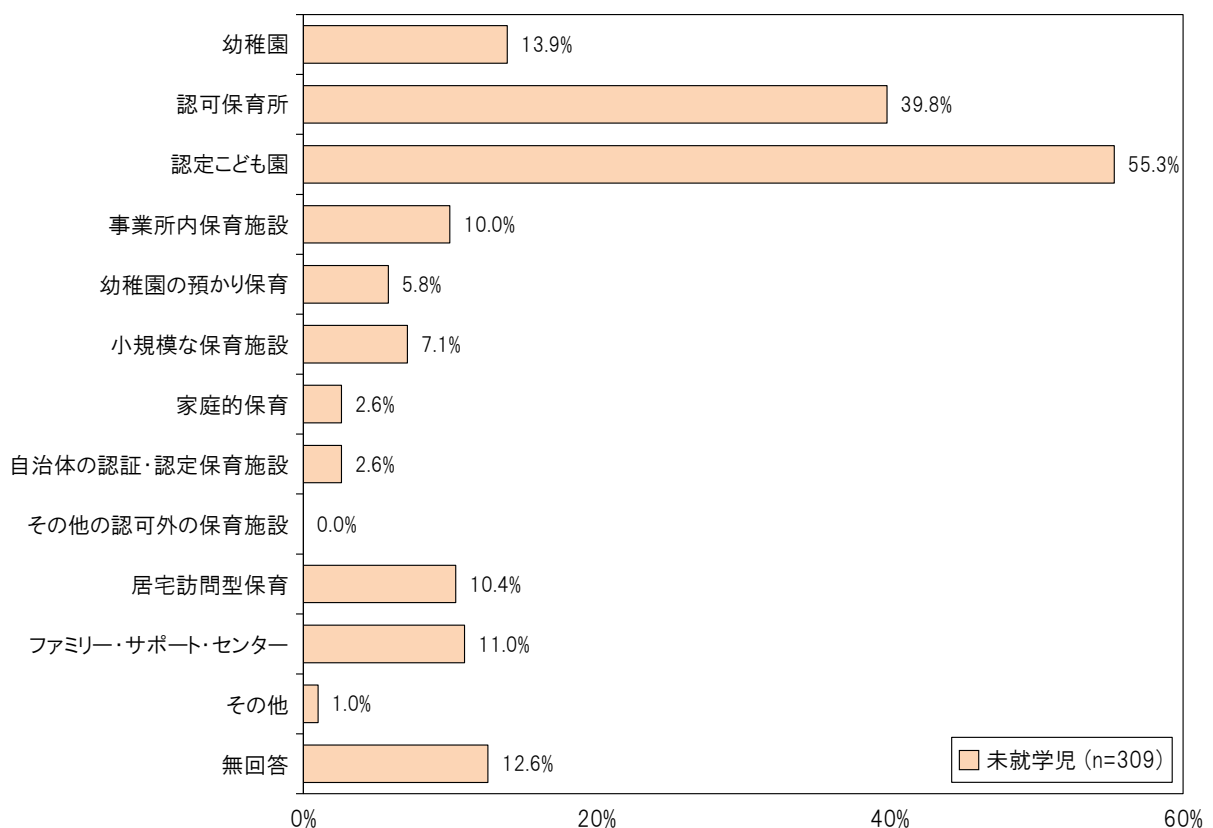
現在利用している教育・保育事業については、「認定こども園」（62.5%）と回答した割合が最も高く、次いで「認可保育所」（36.7%）、「事業所内保育施設」（0.4%）の順となっています。



⑫ 定期的にご利用したい教育・保育事業（複数回答）

※未就学児のみ

定期的にご利用したい教育・保育事業については、「認定こども園」（55.3%）と回答した割合が最も高く、次いで「認可保育所」（39.8%）、「幼稚園」（13.9%）の順となっています。



⑬ 地域の子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向（単数回答）

※未就学児のみ

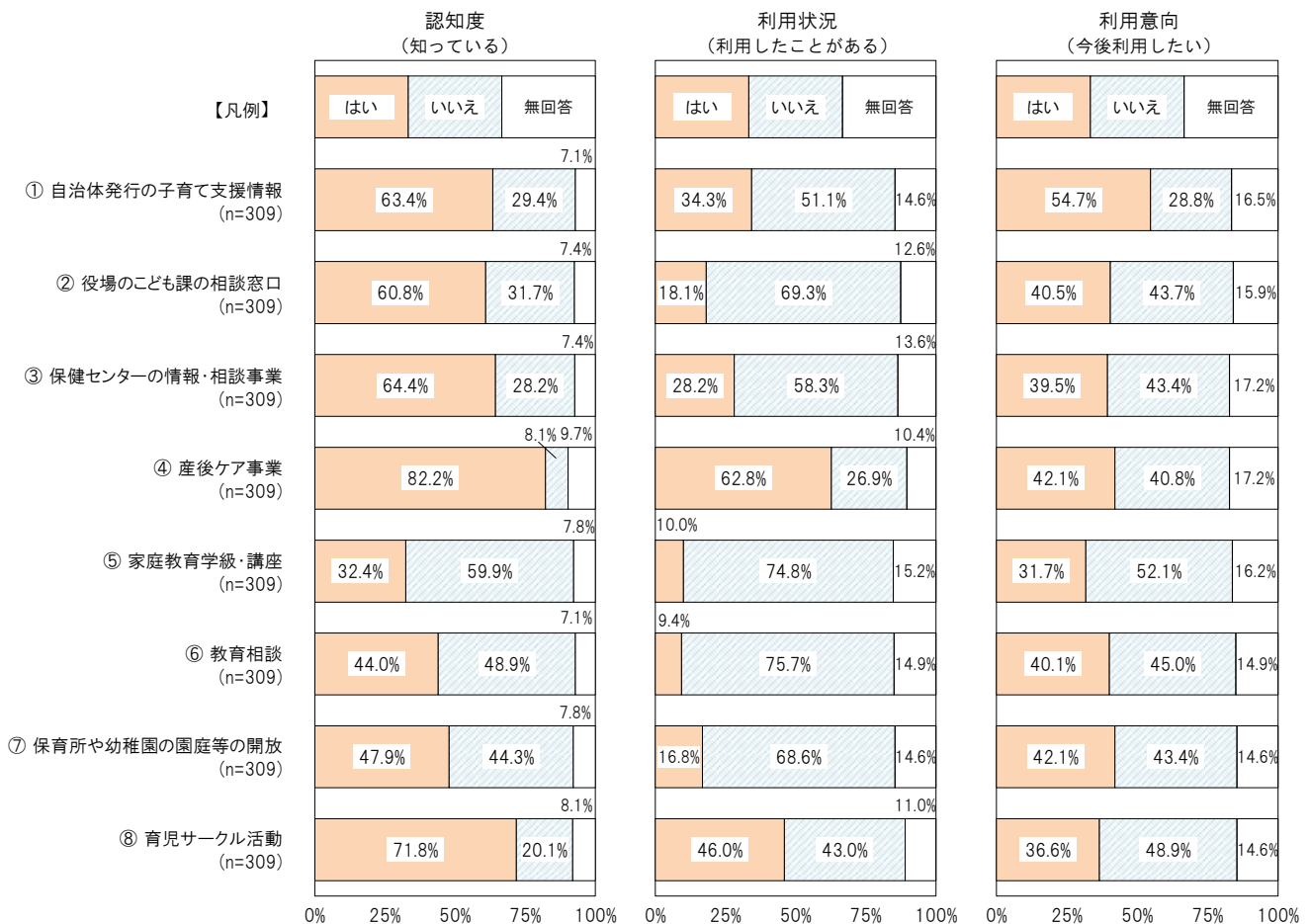
地域の子育て支援事業の認知度について、「はい」と回答した割合は「④産後ケア事業」（82.2%）が最も高く、次いで「⑧育児サークル活動」（71.8%）、「③保健センターの情報・相談事業」（64.4%）の順となっています。

地域の子育て支援事業の利用状況について、「はい」と回答した割合は「④産後ケア事業」（62.8%）が最も高く、次いで「⑧育児サークル活動」（46.0%）、「①自治体発行の子育て支援情報」（34.3%）の順となっています。

地域の子育て支援事業の利用意向について、「はい」と回答した割合は「①自治体発行の子育て支援情報」（54.7%）が最も高く、次いで「④産後ケア事業」（42.1%）、「⑦保育所や幼稚園の園庭等の開放」（42.1%）の順となっています。

各子育て支援事業の認知度に対して利用状況が低い傾向にあります。特に「②役場のこども課の相談窓口」、「⑥教育相談」については、「利用したことがある」と回答した割合が「知っている」と回答した割合より34ポイント以上低くなっています。

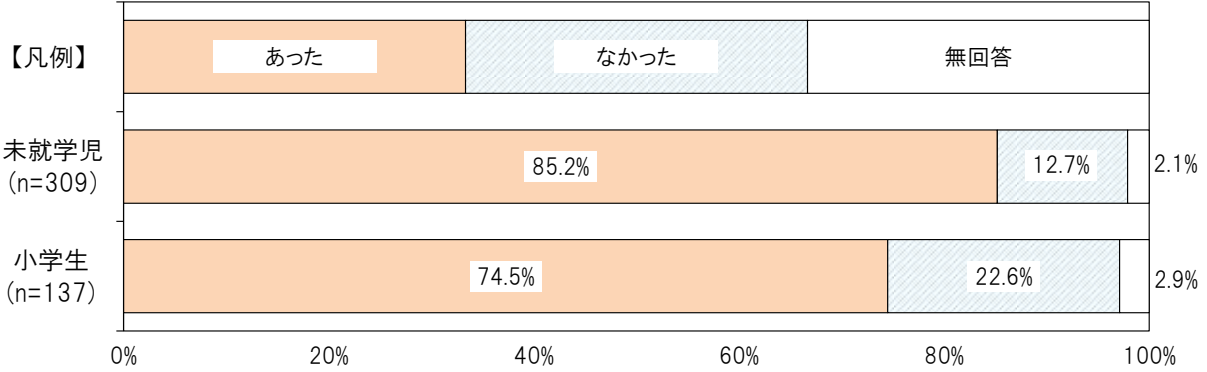
一方で、「④産後ケア事業」を除く子育て支援事業の利用意向は、利用状況より高くなっています。



⑭ 病気やケガで保育所・認定こども園等を利用できなかったことの有無（単数回答）

病気やケガで保育所・認定こども園等を利用できなかったことの有無については、未就学児・小学生ともに「あった」と回答した割合が高く、未就学児は8割を超えています。

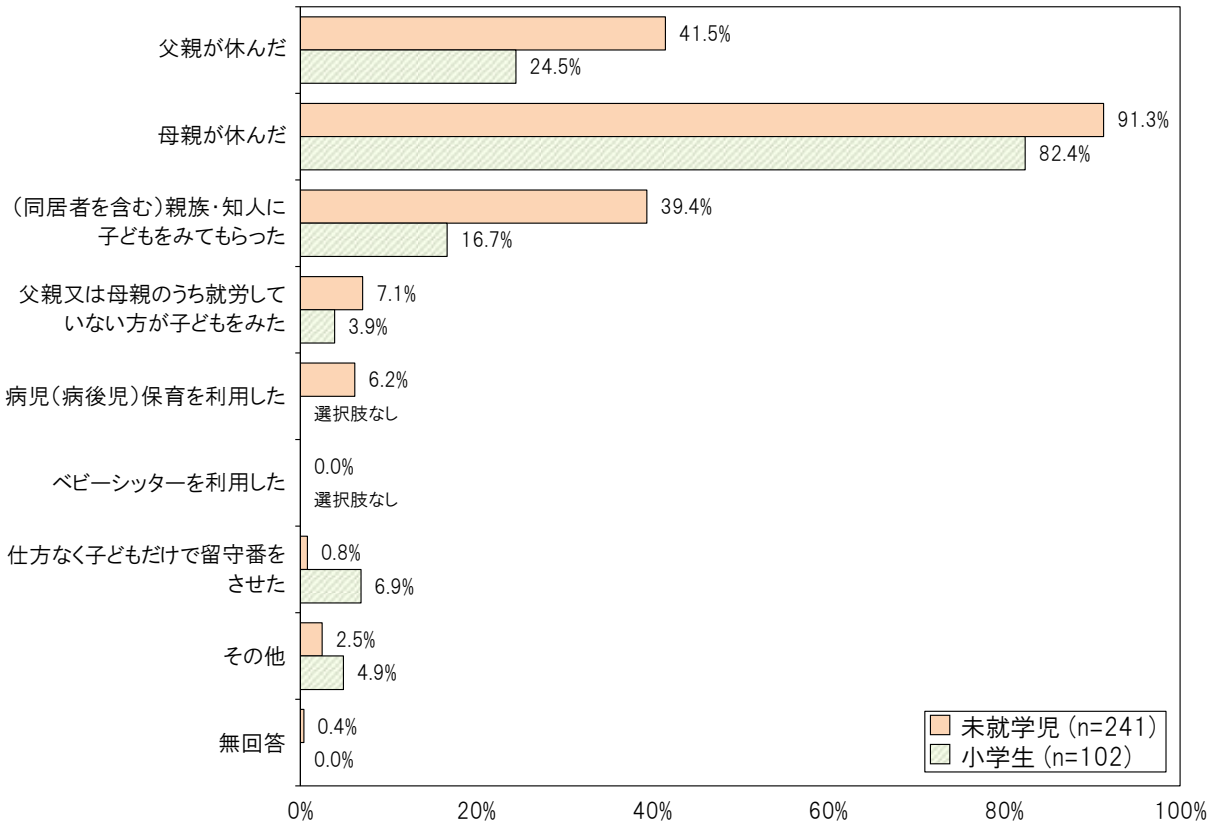
一方で、「なかった」と回答した割合は、小学生が未就学児より9.9ポイント高くなっています。



⑮ 病気やケガで保育所・認定こども園等が利用できなかった際の対処方法（複数回答）

病気やケガで普段利用している事業が利用できなかった際の対処方法について、未就学児・小学生ともに、「母親が休んだ」と回答した割合が最も高く、未就学児では約9割となっています。

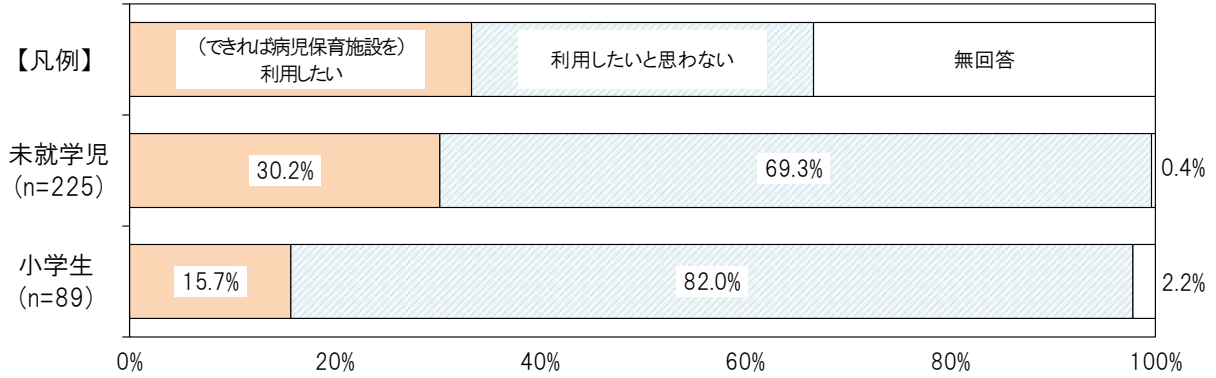
また、未就学児は「父親が休んだ」、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」と回答した割合が、小学生に比べて17ポイント以上高くなっています。



⑩ 病児・病後児のための保育施設等の利用意向（単数回答）

病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、未就学児・小学生ともに、「利用したいと思わない」と回答した割合が高く、小学生は8割を超えています。

一方で、「利用したい」と回答した割合は、未就学児が小学生より14.5ポイント高くなっています。



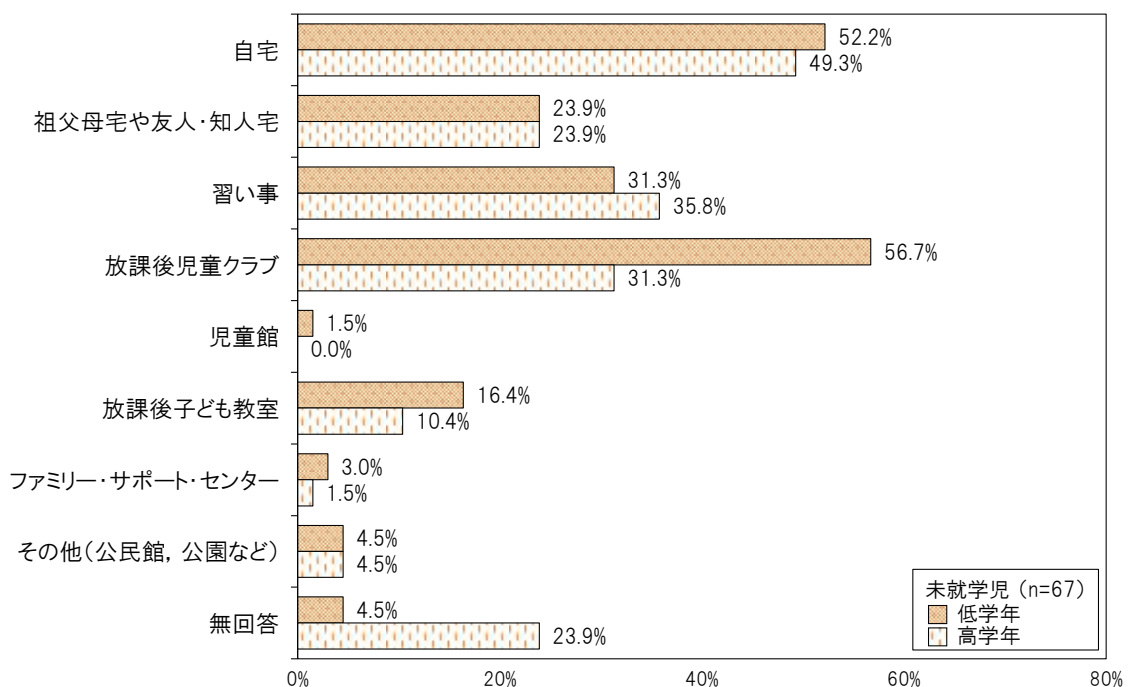
⑪ 放課後の過ごし方（複数回答）

[未就学児]

低学年時の放課後の過ごし方については、「放課後児童クラブ」(56.7%)と回答した割合が最も高く、「自宅」(52.2%)、「習い事」(31.3%)の順となっています。

高学年時の放課後の過ごし方については、「自宅」(49.3%)と回答した割合が最も高く、次いで「習い事」(35.8%)、「放課後児童クラブ」(31.3%)の順となっています。

高学年時では、「放課後児童クラブ」と回答した割合が低学年時に比べて25.4ポイント低く、低学年時に比べて高くなっているのは「習い事」のみとなっています。



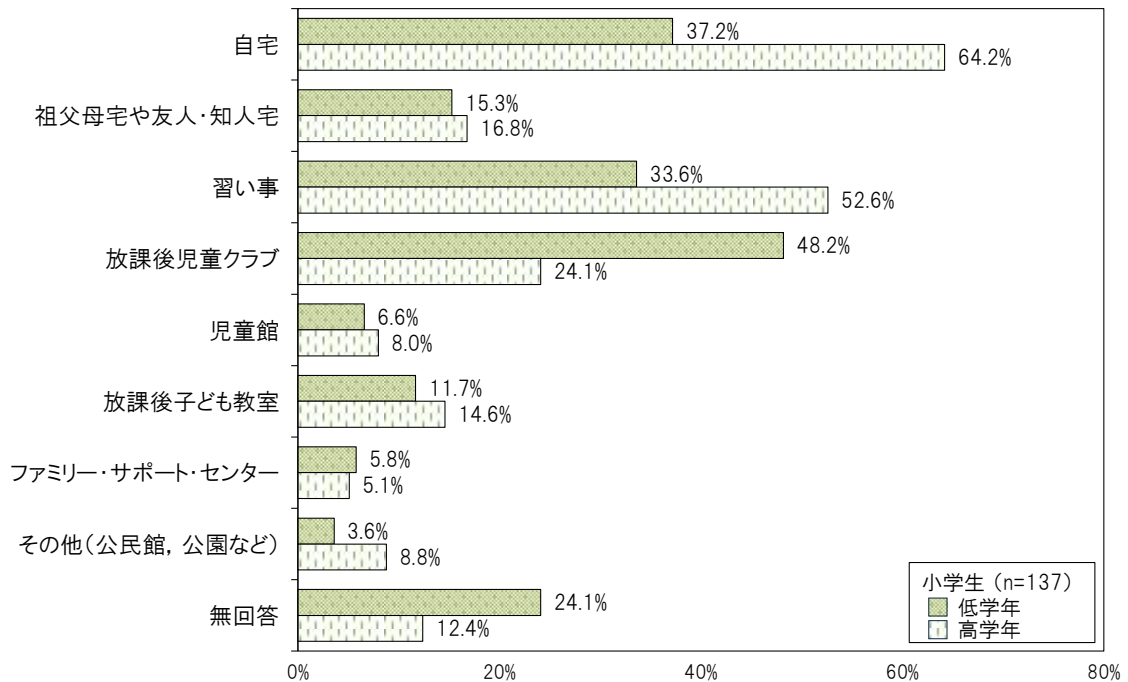
[小学生]

低学年時の放課後の過ごし方については、「放課後児童クラブ」(48.2%)と回答した割合が最も高く、次いで「自宅」(37.2%)、「習い事」(33.6%)の順となっています。

高学年時の放課後の過ごし方については、「自宅」(64.2%)と回答した割合が最も高く、次いで「習い事」(52.6%)、「放課後児童クラブ」(24.1%)の順となっています。

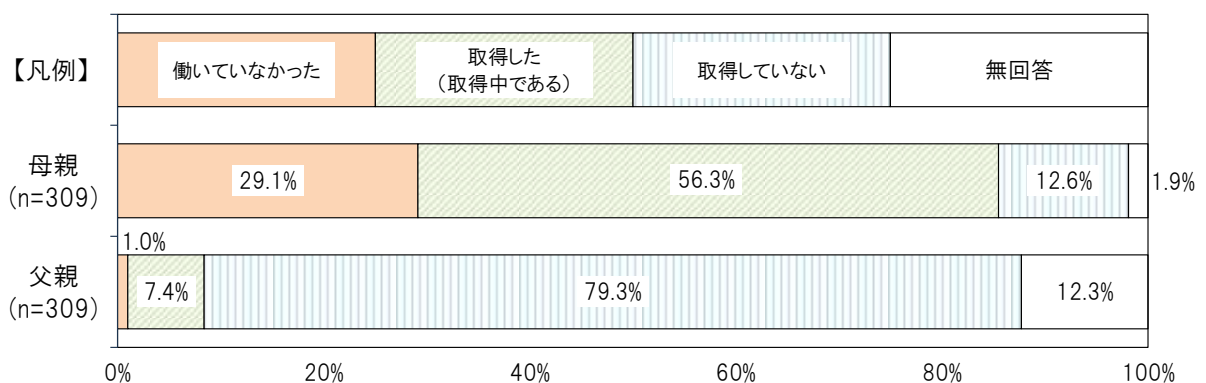
低学年時では「放課後児童クラブ」と回答した割合が、高学年時と比べて24.1ポイント高くなっています。

一方で、高学年時では低学年時と比べて「自宅」と回答した割合が27ポイント、「習い事」と回答した割合が19ポイント高くなっています。



⑩ 育児休業の取得状況 (単数数回答) ※未就学児のみ

育児休業の取得状況について、約6割の母親が「取得した(取得中である)」と回答しているのに対し、父親は約8割が「取得していない」と回答しています。

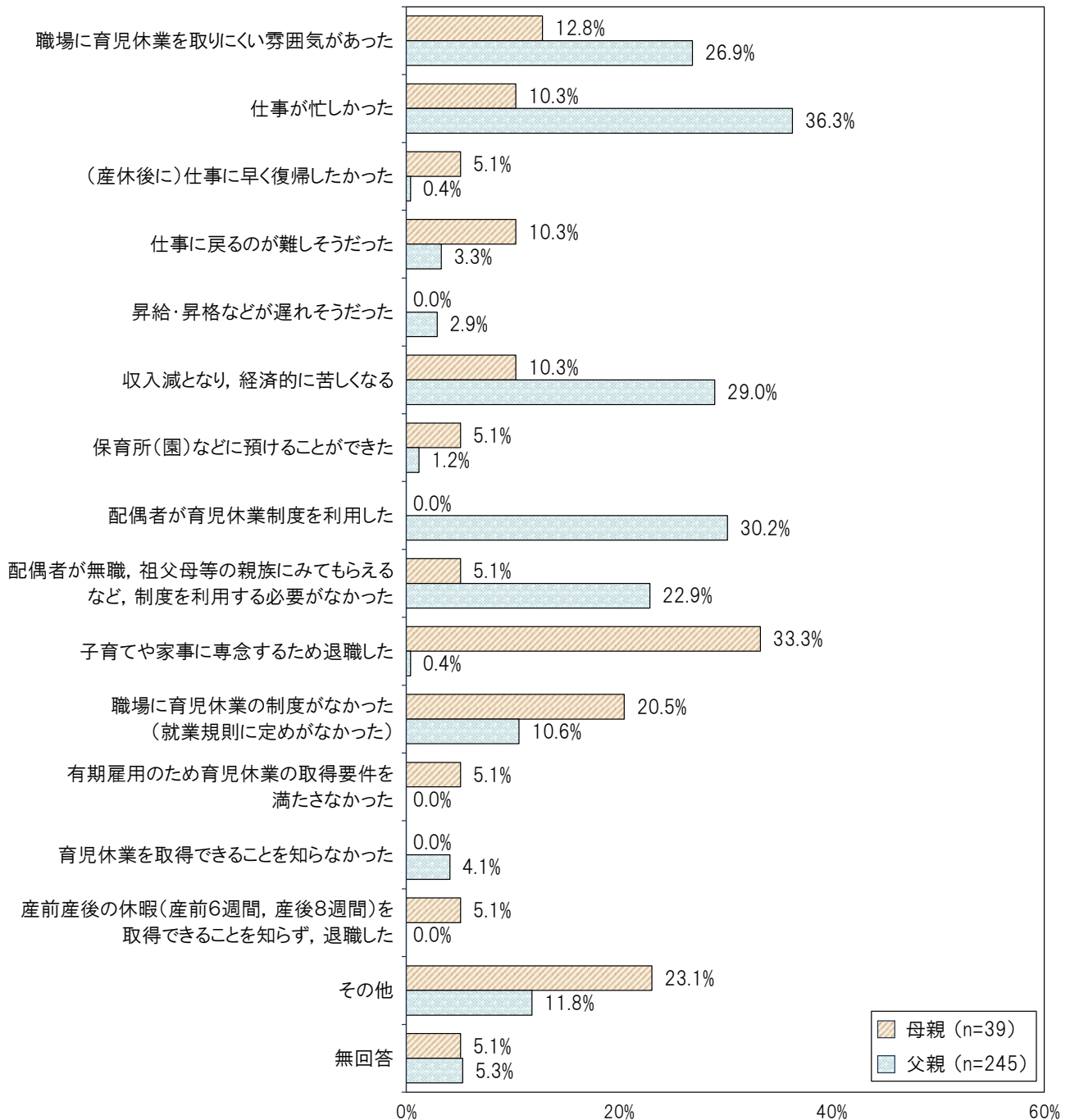


⑱ 育児休業を取得していない理由（複数回答）

※未就学児のみ

育児休業を取得していない理由について、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」と回答した割合が最も高く、約3割となっています。父親は「仕事が忙しかった」と回答した割合が最も高く、約4割となっています。

その他にも父親は、「配偶者が育児休業制度を利用した」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と回答した割合が高くなっています。



第3章 事業計画

1. 計画の基本理念

子どもは社会の宝であり、一人ひとりの個性や可能性を最大限に引き出し、かけがえのない存在として認められ、心身ともに健やかに成長できるように子育ての環境の充実を進めることが重要です。

また、「子ども・子育て支援法」では、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならないものとする。」と定められており、第2期計画においては、同法の理念に基づき、「家庭と地域社会で育む、未来にはばたくさつまの子」を基本理念とし、子育て世代が子育ての不安や悩みを抱えたまま地域の中で孤立することがないように、地域住民や保育事業所等の関係機関と連携する体制を整えてきました。

第3期計画においても、第2期計画の基本理念等を継承し、引き続き町全体で子ども・子育て支援のさらなる充実に取り組みます。

基本理念

家庭と地域社会で育む、未来にはばたくさつまの子

2. 基本目標

本計画は、保育サービスが大きく変わろうとする中で、多様なニーズにできるだけ対応できるよう、保育環境や子育て支援の充実を図るため、次の基本目標を定めたうえで各種の事業を実施していきます。

基本目標 1

子どもと親が安心して暮らせる環境づくり

基本目標 2

まちのみんなで子育て応援

基本目標 3

要保護・要支援児童等へのきめ細やかな支援の推進

3. 施策の体系



4. 施策の展開

基本目標 1 子どもと親が安心して暮らせる環境づくり

(1) 安心安全な妊娠・出産への支援

核家族化の進行等により、妊娠・出産に関する不安を抱えた世帯が増加している現状の中で、妊婦健診費用の助成、保健師や助産師等による健診や子育てについての相談など安心して出産できるように支援します。

本町での、「安心安全な妊娠・出産への支援」を実践する課題として、地元において産科・婦人科を受診できないことが挙げられます。

全国的に産婦人科を取り巻く環境は、地域の中核的病院はリスクが高い未熟児出産などに対応する必要があり、産科医の過重な業務負担や慢性的な人手不足といった課題があります。

「安心安全な妊娠・出産への支援」を推進するためには、産科・婦人科医療施設の確保は不可欠であるため、近隣の市町で産科・婦人科の医療体制を維持できるよう連携を進めます。

①思春期から妊娠期までの支援

ア. いのちをはぐくむ事業

思春期の子どもたちが、いのちの尊さを含めた性について正しい認識を養い自分の心と身体の健康を自己管理でき、自分らしくいきいきと生活できるための講話や赤ちゃん抱っこ体験、妊婦体験等の参加型講話を実施します。

イ. こうのとりの支援事業

安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、不妊に悩む夫婦の経済的負担を減らすため、保険適用の生殖補助医療と併用可能な先進医療を受けるご夫婦に治療費の一部助成を行います。

②妊産婦に対する健康管理支援

ア. 妊婦健康診査

妊婦の疾病異常の早期発見と早期治療を図るため、妊婦の健康診査を町が医療機関に委託して実施します。

イ. 妊産婦歯科健康診査

妊娠中や産後のホルモンの変化などによる口腔内のトラブルや口腔への意識向上のため、妊産婦歯科健康診査を町が医療機関に委託して実施します。

③出産・子育てへの支援

ア. 乳幼児健診・歯科健診・相談事業

乳幼児の健康と病気や発育・発達の異常を早期に発見し、医療や療育につなげます。また、子どもの発育・発達の状況の確認と母子の育児相談を実施します。

イ. 乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん訪問事業）

生後2か月頃の乳児がいる家庭に、母子保健推進員等が訪問し、さまざまな不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報提供等を実施します。

ウ. 産後ケア事業

助産所からの訪問または助産所への来所での保健指導を受けられる「訪問・来所型」の利用応援券の交付を行います。また、助産所に入所し、母親の産後の身体の回復や育児支援に関する指導を受ける「宿泊型」への利用者負担額の一部助成を行います。

④予防接種費用助成

ア. 予防接種費用助成事業

予防接種法に基づき定期予防接種を実施します。

定期予防接種以外にも、子どもの頃受けるべきだとされている任意予防接種にはさまざまなものがあります。それらについて、おおむねすべての予防接種について、子育て支援の一環として費用の一部助成を行います。

また、風しんの流行拡大と、先天性風しん症候群の発生を予防するため、これから妊娠を希望されている女性や、妊婦の配偶者等を対象に風しん等ワクチン接種費用補助事業を実施します。

⑤医療費等助成

ア. 子ども医療費給付

子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図るため、0歳から18歳までの子どもの保険診療による医療費を給付します。

イ. ひとり親家庭等医療費助成

母子・父子家庭、父母ともいない家庭、両親のいずれかに障害のある家庭の子（0歳から18歳まで）と親に対し、「ひとり親家庭等医療費助成」により医療費の一部を助成します。

(2) 保育サービスの充実

保護者の経済的負担の軽減を図るため保育料の無償化を行います。保護者の就労形態の多様化に伴い、延長保育・休日保育・一時保育・病児保育などの利用希望が増加しているため、特別サービスの充実を図ります。

①保育料の無償化

本町では、令和6年4月から町独自支援策として、子育て世帯の経済的な負担を軽減するために、保護者の所得や子どもの人数などにかかわらず、0～2歳児の保育料を無償化し、国の制度ですでに無償となっている3歳児～5歳児の保育料も、保護者の所得や入所する子どもの人数にかかわらず、保育施設に入所するすべての子どもの保育料の無償化を始めました。

②障害児支援事業

保育所等に入所している心身に障害のある乳幼児や発達障害が疑われる乳幼児に対し、保育士等を加配することで安心して集団活動・異年齢交流が実施できるようにします。

また発達障害が疑われる乳幼児へ適切な支援が実施できるよう、対象児の発達の特徴のとらえ方や発達を促す関わり、保護者支援の方法等について学ぶ機会をつくります。

③一時預かり事業

家庭において、一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児について、主に、昼間において認定こども園、保育所等で一時的に預かります。

④延長保育事業

保育認定を受けた乳幼児について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

⑤病児保育事業

保護者が就労し、幼児が病気で自宅での保育が困難な場合、保育所等において一時的に保育するほか、保育所で体調不良となった幼児への対応等、安心して子育てができる環境を整備し児童福祉の向上を図ります。

⑥幼児教育への助言・指導

保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、認定こども園・保育所等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等についてアドバイザーとして臨床心理士等が助言・指導を行います。

⑦外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなどの増加が見込まれるため、そのような子どもが教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえ、保護者及び認定こども園・保育所等に対する支援の充実を図ります。

基本目標2 まちのみんなで子育て応援

(1) 子育て世帯を支援する地域づくり

家庭で保育している世帯について、育児についての不安感の解消や育児仲間の増加につながるよう、地域の公共施設等での育児サークルを開催します。

①子育て世代包括支援センター

こども課を「子育て世代包括支援センター」として位置づけ、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援を実施します。

②利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。運営においては、高度な専門性を求められることから、「子育て専門相談員」を配置し、「子ども・子育てガイドブック」の積極的な活用を図ります。

③子育て支援拠点事業

子育て支援センターにおいて、乳幼児とその保護者を対象として、子育てに関する相談、情報の提供・助言その他の援助を行う事業を実施しており、今後も「地域子育て支援拠点事業」として引き続き実施します。

(2) 子どもが健やかに成長する環境の整備

保護者の就労形態の多様化により、放課後や長期休業中に家庭での保育に欠ける児童等について、安全で安心して生活できるよう、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を活用して、適切な遊びまたは生活の場を与えて健全育成に努める事業として実施しています。

本町では9か所で放課後児童クラブを実施しています。

②子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等で預ります。

③予防歯科事業

歯と口腔の健康の取組として「子どものむし歯をなくす」ことを目標に掲げ、定期的な歯科健診とフッ化物洗口を乳幼児から保育所、幼稚園そして、小中学校まで一貫して継続した推進を図ります。また、乳児歯科健康診査や18歳成人スタート歯科健康診査を町が医療機関に委託して実施します。

基本目標3 要保護・要支援児童等へのきめ細やかな支援の推進

(1) きめ細やかな子育て支援

全国的に増加してきている育児放棄や児童虐待の防止に努めるため、保育所・学校・医療機関等と連携していきます。また、障害児や発達支援など専門的な支援を必要とする児童について、保健師、教育・保育施設、学校、医療機関、療育機関と連携し、きめ細やかな支援の充実を図ります。

①児童虐待防止対策の充実

「すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される」と児童憲章に謳われているように、すべての子どもが虐待を受けずに、健やかに成長できる町をめざします。

児童虐待の発生防止や早期発見・早期対応のための具体的な対応としては、町要保護児童対策地域協議会による見守り体制の充実、警察署、県児童相談所、各医療機関と連携を図り、必要に応じ「子育て短期支援事業」による必要な保護を行います。

また、虐待相談対応のため相談員を配置し、相談体制を強化します。

②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭等の子どもの健全な育成を図り、母子家庭等が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう、具体的には、子育て短期支援事業、保育所の入所及び放課後児童健全育成事業等の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進します。

また、相談体制の充実や施策・取組についての情報提供を行うよう努めます。

③障害児施策の充実等

「さつま町障がい者計画」「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」と整合を図り、障害児に対する社会的支援、乳幼児期における疾病の早期発見、医療及び地域療育支援体制の整備に努めます。

障害がある乳幼児が、一般の乳幼児とともに集団保育の機会を得ることは健全な社会への適応に意義あることであり、保育所へ入所できる体制を構築します。

また、障害児の特性、保護者の療育ニーズを適切に見極め、関係機関と連携して、障害の早期発見、早期療育が行える支援体制を構築します。

そして、医療的ケア児の在宅生活の支援を促進するため、多分野にわたる相談調整を行い、支援体制の充実に取り組みます。

さらに子育て環境を充実させていくために、本町にゆかりのある方々を「子ども・子育て応援大使」に委嘱し、専門的な見地から子育てに関する情報提供・助言・指導をしていただき、関係機関職員等のスキルアップを図ります。

第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策

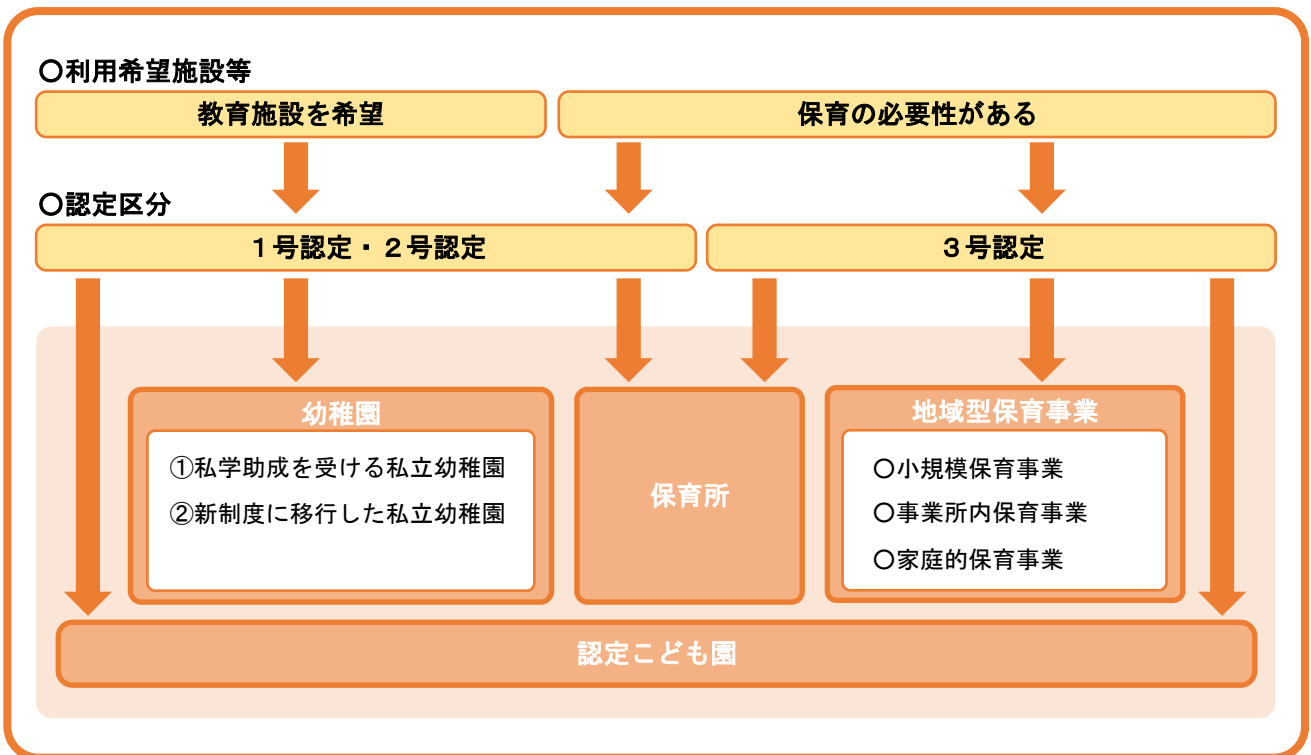
1. 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

区域の設定にあたっては、本町の園児・児童・生徒数の状況と教育・保育施設の地理的条件や現在の利用状況、保護者の就労場所などを総合的に考慮して、さつま町内全域を1区域として設定します。

■認定区分による利用可能な施設一覧

教育・保育給付認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間※ (1日4時間を標準)	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定		あり	保育標準時間 (1日最長11時間)	・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満	あり	保育短時間 (1日最長8時間)	・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育事業



※ 満3歳以上で保育の必要性がある場合でも教育施設を利用することができます。

(2) 量の見込みと確保方策

計画期間における幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）を、ニーズ調査結果及び幼稚園・保育所等の現在の利用状況と、今後の利用意向を踏まえて設定しました。また、設定した量の見込みを充足させるための方策として、確保の内容を計画年度ごとに設定しました。

【実績値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定+2号認定(人)	77	75	93	86	-
1号認定	47	41	46	-	-
2号認定(教育)	30	34	47	62	-
2号認定(保育)(人)	327	297	278	284	-
3号認定(人)	289	255	213	198	-
0歳児	94	62	61	56	-
1～2歳児	195	193	152	142	-
合計(人)	693	627	584	568	-

※令和6年度の実績値は、確定していないため「-」としています。

【1号認定+2号認定(教育)】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	68	55	52	48	51
1号認定	32	26	25	23	24
2号認定(教育)	36	29	27	25	27
②確保方策(人)	95	115	115	115	115
②-①過不足(人)	27	60	63	67	64

【2号認定(保育)】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	255	228	218	202	211
②確保方策(人)	257	269	269	269	269
②-①過不足(人)	2	41	51	67	58

【3号認定】

区分	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み(人)	24	60	56	23	62	63	22	62	70	21	64	65	20	61	63
②確保方策(人)	52	63	83	54	64	88	54	64	88	54	64	88	54	64	88
②-①過不足(人)	28	3	27	31	2	25	32	2	18	33	0	23	34	3	25

【保育利用利用率】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数(人)	209	221	221	210	201
利用定員数(人)	198	206	206	206	206
保育利用率(%)	94.7%	93.2%	93.2%	98.1%	102.5%

※保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定に該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合

(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

①認定こども園の普及に係る基本的考え方

本町では、これまで8つの幼稚園・保育所が認定こども園へと移行しています。今後も、各事業所の希望等も勘案しながら、鹿児島県との調整や必要な情報提供などの支援を行い、移行に向けた支援を推進していきます。

②質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、及び提供の必要性等に関わる基本的考え方及び推進方策

質の高い教育・保育及び子育て支援を安定的に提供するために、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児事業等）の量的拡充と質的改善を推進していきます。

また、各事業等を通して、教育・保育施設などへの情報提供・相談・助言を行っていくと共に、関係各所と連携しながらソフト面での充実を図っていきます。

③幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進及び職員の資質向上

幼児期と学童期における子どもの発達や遊びの連続性の確保においては、ライフステージごとの教育・保育が円滑に移行し、子どもの心身の発達に応じた体系的な教育・保育の提供が組織的に行われる必要があることから、認定こども園・保育所及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、認定こども園・保育所と小学校との連携を推進します。

今後も、国が示す「幼保小の架け橋プログラム」を参考にしつつ、就学前施設と小学校の交流活動や連絡会議等の取組を推進し、子どもの小学校への円滑な移行の支援体制の整備を図っていきます。

また、質の高い教育・保育を提供するため、保育士等の安定的な確保に努めるとともに、認定こども園・保育所職員を対象とした研修機会の充実を図ります。

④乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制

乳児等通園支援事業の利用者に対し、満3歳以上になった際に、認定こども園、保育所等の教育・保育施設へ円滑に移行できるよう、こども課等を通じて、早期からの情報提供や相談支援を積極的に行います。

乳児等通園支援の実施主体となる教育・保育施設等に対し、事業利用児が3歳になった際の受け入れを積極的に働きかけ、教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との間で、個々の児童の発達状況や生活状況に関する情報共有を可能とする連携体制を構築します。

特に3歳児以上の教育・保育への接続を円滑に行うため、幼稚園に対し、満3歳児クラスの活用を積極的に働きかけます。

2. 本町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報提供を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施します。

【実績値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(か所) (基本型・特定型)	1	1	1	1	-
②確保方策(か所) (基本型・特定型)	1	1	1	1	-
実績(か所)	1	1	1	1	-
③量の見込み(か所) (母子保健型)	1	1	1	1	-
④確保方策(か所) (母子保健型)	1	1	1	1	-
実績(か所)	1	1	1	1	-

※令和6年度の実績値は、確定していないため「-」としています。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(か所) (基本型・特定型)	1	1	1	1	1
②確保方策(か所) (基本型・特定型)	1	1	1	1	1
③量の見込み(か所) (こども家庭センター型)	1	1	1	1	1
④確保方策(か所) (こども家庭センター型)	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策の考え方】

第1期計画では、委託事業の基本型だけを実施していましたが、専門的な相談の需要が多くなり、第2期計画では基本型と母子保健型が連携して事業を実施しました。第3期計画では基本型とこども家庭センター型として事業を実施します。

【基本型】

集団での対応ではなく個人や家庭に寄り添った支援や情報提供が受けられる場としての活動を実施しています。

【こども家庭センター型】

母子健康手帳交付時から、妊娠・出産・子育てに関する必要な情報を随時提供し、専門職が電話・面接・訪問により相談に応じ個別のニーズに応じた適切なサービスを利用できるよう伴走型相談支援を行っていきます。

量の見込みは、第2期の実績ではすべて1か所となっているため、同数で見込んでいます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

未就園児の子育て家庭を対象に、育児不安への相談・指導や子育て情報の発信の拠点として充実を図ります。乳幼児検診時等にも子育て支援センター事業の周知を図ります。

【実績値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人回)	3,144	2,952	2,784	2,616	-
②確保方策(人回)	5,000	5,000	5,000	5,000	-
実績(人回)	628	827	1,193	1,480	-

※令和6年度の実績値は、確定していないため「-」としています。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み(人回)	1,554	1,632	1,714	1,800	1,890	
②確保方策	(人回)	2,000	2,000	2,000	2,300	2,300
	(か所)	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策の考え方】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込みは、第2期の実績をもとに、5%程度増加すると見込んでいます。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。

【実績値】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人回)	1,415	1,423	1,100	1,100	-
②確保方策(人回)	1,500	1,550	1,550	1,550	-
実 績(人回)	1,026	1,031	840	908	-

※令和6年度の実績値は、確定していないため「-」としています。

【量の見込みと確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人回)	859	813	769	727	688
②確保方策(人回)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

【量の見込みと確保方策の考え方】

妊婦一人につき年14回の無料健診を実施しています。

量の見込みは、令和5年度の実績をもとに、今後5年間の人口推計などを踏まえ減少していくと見込んでいます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

母子保健推進員による相談支援で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【実績値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	105	110	100	100	-
②確保方策(人)	120	120	120	120	-
実績(人)	82	70	63	59	-

※令和6年度の実績値は、確定していないため「-」としています。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	56	53	50	47	44
②確保方策(人)	90	90	90	90	90

【量の見込みと確保方策の考え方】

母子保健推進員は乳児家庭全戸訪問にて母親と生後2か月頃の赤ちゃんの様子確認、健診案内、利用できるサービスを紹介し、子育て支援を行います。

量の見込みは、令和5年度の実績をもとに、今後5年間の人口推計などを踏まえ減少していくと見込んでいます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭（若年妊婦や産後うつ等，妊娠や子育てに不安やストレスを抱えている）を訪問し，養育に関する指導・助言等を行うことにより，適切な支援につなげる事業です。

【実績値】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	0	0	10	15	-
②確保方策(人)	0	0	10	15	-
実 績(人)	0	0	5	10	-

※令和6年度の実績値は，確定していないため「-」としています。

【量の見込みと確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	10	10	10	10	10
②確保方策(人)	10	10	10	10	10

【量の見込みと確保方策の考え方】

支援は，保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士等の専門職により行います。

量の見込みは，令和5年度の実績をもとに，今後5年間の人口推計などを踏まえ見込んでいます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において療育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））を行っています。

【実績値】

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日)	50	50	50	50	-
②確保方策(人日)	50	50	50	50	-
実 績(人日)	0	0	56	0	-

※令和6年度の実績値は、確定していないため「-」としています。

【量の見込みと確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	56	56	56	56	56
②確保方策	(人日)	56	56	56	56
	(か所)	4	4	4	4

【量の見込みと確保方策の考え方】

本町では、過去に「子どもを一時的に養育できなくなった等の理由により、施設に子どもを預けた」、また「DVを受けた場合に母子寮などを利用した」などによる事業利用がありました。量の見込みは、令和4年度の実績と同数で見込んでいます。

(7) 子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実績値】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日)	0	0	0	0	-
②確保方策(人日)	0	0	0	0	-
実績(人日)	0	0	0	0	-

※令和6年度の実績値は、確定していないため「-」としています。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	0	100	100	100	100
②確保方策(人日)	0	100	100	100	100

【量の見込みと確保方策の考え方】

本事業において需要がある主な内容が、施設（保育所など）から自宅等への送迎、保育・教育事業の時間外（夜間等）の預かりが想定されます。

今後「ファミリー・サポート・センター事業」を実施した場合、事業を提供する会員（提供会員）は、日中において時間的に余裕のある高齢者層が中心になることが想定されます。短時間の預かり保育は、高齢者でも対応できる可能性はありますが、「施設等からの送迎の要望」については、車などの移動に不安を感じる高齢者も見られるなど、課題もあります。

量の見込みは、令和8年度から実施予定で、100人日で見込んでいます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【実績値】

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用意向 日数	幼稚園型(人日)	7,189	6,847	6,504	6,162	-
	一般型(人日)	0	0	0	0	-
①量の見込み(人日)		7,189	6,847	6,504	6,162	-
②確保方策	幼稚園型(人日)	7,500	7,500	7,500	7,500	-
	一般型(人日)	0	0	0	0	-
	延べ人数(人日)	7,500	7,500	7,500	7,500	-
	施設数(か所)	6	6	8	7	-
実 績	(人日)	9,573	7,915	12,859	15,019	-
	(か所)	6	7	8	7	-

※令和6年度の実績値は、確定していないため「-」としています。

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用意向 日数	幼稚園型(人日)	15,770	16,559	17,387	18,256	19,169
	一般型(人日)	0	0	0	0	0
①量の見込み(人日)		15,770	16,559	17,387	18,256	19,169
②確保方策	幼稚園型(人日)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	一般型(人日)	0	0	0	0	0
	延べ人数(人日)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	施設数(か所)	6	8	8	8	8

【量の見込みと確保方策の考え方】

保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスに努めていきます。
 量の見込みは、第2期の実績をもとに、5%程度増加すると見込んでいます。

(9) 延長（時間外）保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施しています。

【実績値】

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)		224	231	237	244	-
②確保方策	(人)	250	250	250	250	-
	(か所)	5	5	4	4	-
実 績	(人)	144	82	78	91	-
	(か所)	4	4	3	3	-

※令和6年度の実績値は、確定していないため「-」としています。

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		100	110	121	133	146
②確保方策	(人)	150	150	150	150	150
	(か所)	4	4	4	4	4

【量の見込みと確保方策の考え方】

保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスに努めていきます。
量の見込みは、第2期の実績をもとに、10%程度増加すると見込んでいます。

(10) 病児保育事業

■ 病児保育事業+病児・緊急対応強化事業における子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業の量の見込み

児童が病気の療養中または病気回復期にあり、集団保育が困難な期間において、一時的に預かる病児保育事業を実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。

【実績値】

種別	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児・病後児 対応型	延べ人数(人)	160	160	160	160	-
	施設数(か所)	1	1	1	1	-
体調 不良型	延べ人数(人)	0	0	0	0	-
	施設数(か所)	0	0	0	0	-
非施設型	延べ人数(人)	0	0	0	0	-
	施設数(か所)	0	0	0	0	-
ファミリー・サポート・センター事業		0	0	0	0	-
①量の見込み	(人)	160	160	160	160	-
②確保方策	(人)	199	199	199	199	-
実績	(人)	144	160	86	135	-
	(か所)	1	1	1	1	-

※令和6年度の実績値は、確定していないため「-」としています。

【量の見込みと確保方策】

種別	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
病児・病後児 対応型	延べ人数(人)	199	199	199	199	199
	施設数(か所)	1	1	1	1	1
体調 不良型	延べ人数(人)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
非施設型	延べ人数(人)	0	0	0	0	0
	施設数(か所)	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業		0	0	0	0	0
①量の見込み	(人)	199	199	199	199	199
②確保方策	(人)	199	199	199	199	199
	(か所)	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策の考え方】

保育者が就労し、幼児が病気で自宅での保育が困難な場合、保育所等において一時的に保育するほか、保育所で体調不良となった幼児への対応等、安心して子育てができる環境を整備し児童福祉の向上を図っていきます。

量の見込みは、第2期の実績を踏まえ、199人で見込んでいます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【実績値】

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)		291	282	264	250	-
	小学1年生(人)	78	74	70	66	-
	小学2年生(人)	70	66	62	59	-
	小学3年生(人)	64	55	52	49	-
	小学4年生(人)	39	42	36	34	-
	小学5年生(人)	26	23	25	21	-
	小学6年生(人)	14	22	19	21	-
②確保方策	(人)	360	400	400	400	-
	(か所)	9	10	10	10	-
実 績	(人)	287	289	270	285	-
	(か所)	9	9	9	9	-

※令和6年度の実績値は、確定していないため「-」としています。

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		285	285	285	285	285
	小学1年生(人)	86	86	86	86	86
	小学2年生(人)	61	61	61	61	61
	小学3年生(人)	53	53	53	53	53
	小学4年生(人)	43	43	43	43	43
	小学5年生(人)	23	23	23	23	23
	小学6年生(人)	19	19	19	19	19
②確保方策	(人)	360	360	360	360	360
	(か所)	9	9	9	9	9

【量の見込みと確保方策の考え方】

現在、町内9か所で放課後児童クラブを実施しています。また、支援員が各種研修を受講する機会を設けるなど、スキルアップ等にも努めていきます。

量の見込みは、令和5年度実績値と令和7年度以降の推計人口より算出し横ばいで見込んでいます。今後は、保育所から上がってくる子どもが少なくなるため利用者が少なくなることも想定されますが、共働き家庭の増加等にも対応できるよう実施していきます。

(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

事業の実施にあたっては、国の動向を踏まえ検討していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

事業の実施にあたっては、国の動向などを踏まえ検討していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	—	—	—	356	339
②確保方策(人日)	—	—	—	356	339

【量の見込みと確保方策の考え方】

実績がないため想定される人数を設定しています。ニーズに応じた確保ができるよう検討していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	—	—	—	8	8
②確保方策(人)	—	—	—	8	8

【量の見込みと確保方策の考え方】

実績がないため想定される人数を設定しています。ニーズに応じた確保ができるよう検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)	—	—	—	4	4
②確保方策(人)	—	—	—	4	4

【量の見込みと確保方策の考え方】

実績がないため想定される人数を設定しています。ニーズに応じた確保ができるよう検討していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数 (件)	74	70	66	62	59
	1組当たり面談回数 (回)	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数 (回)	222	210	198	186	177
②確保方策(回)		222	210	198	186	177

【量の見込みと確保方策の考え方】

妊娠期から出産・子育てまで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ「伴走型支援」について継続的に実施していきます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所・認定こども園等に通園していない生後6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所・認定こども園等において一時定な預かりを行い適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況及び養育環境を把握するため面談並びに情報提供、助言やその他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み(人日)	-	2	2	2	2
	②確保方策(人日)	-	2	2	2	2
1歳児	①量の見込み(人日)	-	2	2	2	2
	②確保方策(人日)	-	2	2	2	2
2歳児	①量の見込み(人日)	-	2	2	2	2
	②確保方策(人日)	-	2	2	2	2

【量の見込みと確保方策の考え方】

令和8年度からの給付開始に向けて施設との情報共有や法整備を進めていきます。

(19) 産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人日)	132	125	118	112	106
②確保方策(人日)	132	125	118	112	106

【量の見込みと確保方策の考え方】

継続して実施し、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図り、育児への負担を軽減して安心して子育てができるよう支援していきます。

3. 放課後児童対策

これまで放課後児童対策として、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するための取組を推進してきたところですが、「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度に最終年度を迎えたことにより、今後は令和5年12月に策定された「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後児童対策の一層の強化を図るため継続的かつ計画的な取組を推進することとなりました。

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(人)		285	285	285	285	285
②目標整備量	(人)	360	360	360	360	360
	(か所)	9	9	9	9	9

(2) 放課後子供教室の年度ごとの実施計画

放課後児童クラブが推進されていくにあたり、放課後子供教室もニーズに応じて、一体的・連携的な実施を推進します。

(3) 連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

今後、地域の実情を踏まえ、関係機関と具体的な協議を進めながらニーズに応じた目標事業量を検討していきます。

※連携型：放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。

(4) 校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

今後、地域の実情を踏まえ、関係機関と具体的な協議を進めながらニーズに応じた目標事業量を検討していきます。

※校内交流型：「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの。

(5) 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブと放課後子供教室を実施することにより、「小1の壁」を打破すべく、共働き家庭等の児童にとって安全・安心な居場所の確保を図っていきます。

放課後児童クラブと放課後子供教室において、郷土の文化・芸能等にふれあう活動、スポーツ活動、地域資源を活用した共通のプログラムの構築を図っていきます。

現在、実施している放課後児童クラブや、放課後子供教室については、地域や保護者のニーズを踏まえ、引き続き当該地域で実施できるよう柔軟な対応をしていきます。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

児童の放課後における安全・安心な居場所の確保は、地域や学校にとって重要な課題であり、学校施設の活用についても強く求められています。

各学校において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に使用できる余裕教室がないか、教育委員会と十分な事前協議を行い、利用計画を検討します。

(7) 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

各校区の実情に応じた効果的な放課後児童クラブと、放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「さつま町放課後子ども総合プラン運営委員会」を活用し、総合的な放課後対策について検討します。また、教育委員会とこども課が連携を図り、教職員や放課後児童クラブと放課後子供教室の、関係者相互の共通理解や情報共有を図り、学校施設の使用計画や活用状況について十分な協議を行います。

(8) 特別な配慮を必要とする子どもや家庭への対応に関する方策等

特別な配慮を必要とする児童への対応として、専門的知識を有する放課後児童支援員を1名加配し対応します。

地域や保護者のニーズを汲み取り、開所時間の延長等について検討していきます。

放課後児童支援員の資質向上のための研修受講の機会をつくり、受講できる体制を整えます。

町ホームページや広報誌による周知をします。また、地域や学校と連携し地域の子どもを見守る体制も継続します。

4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等については、鹿児島県に対し、施設等の運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を依頼する等、鹿児島県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

また、施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保を図り、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮したものとなるよう努めます。

5. その他の項目に関する方策等

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要となっています。

そのため、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業や乳児等通園支援事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供をするとともに、計画的に教育・保育施設等を整備していきます。

(2) 職業生活と家庭生活との両立の推進

① 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

労働条件の向上や育児休業制度の普及などについての広報・啓発に取り組むほか、県や地域の企業、労働者団体、子ども・子育て関連団体等と連携し、地域の実情に応じた取組を進めます。

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

延長保育事業や放課後児童健全育成事業などの様々な保育サービスの充実を図るなど、多様な働き方に対応した子育て支援を推進していきます。

(3) 子どもの貧困の解消に向けた対策

子どもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、子どもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

不登校やひきこもりなどにおいても、経済的な困窮やいじめ、家族関係など様々な要因が複合的に絡み合っていることから、子どもが抱える問題や置かれた環境の状況等を把握し、きめ細かな支援を行うことが必要です。

このような状況から、地域や社会全体で課題を解決するという認識のもと、関係機関等と連携し、教育の支援や経済的支援、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、子どもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保し、必要な場合に支援につなげるための取組を支援していきます。

保護者の就労支援においては、所得の増大や職業生活の安定と向上のための支援、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進めるとともに、ひとり親家庭だけでなく、ふたり親家庭についても生活が困難な状態にある家庭については、保護者の状況に合ったきめ細かな就労支援を進めていきます。

また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出ているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者と情報共有・連携して、早期発見・把握し、必要な支援につなげていきます。

資料編

資料1 さつま町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、さつま町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務及びその他町長が必要と認める事項について処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、福祉関係団体及びその他の各種団体を代表する者並びに学識経験を有する者の中から町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 さつま町子ども・子育て会議委員名簿

No.	区 分	氏 名	所属, 役職等
1	保育園代表	友清 覚心	あさひこども園 園長
2	保育園代表	永田 隆生	吉祥保育園 園長
3	子育て支援センター代表	土屋 良子	子育て支援センタークオラ
4	障害者支援施設代表	麥田 尚宏	宮之城ふくし園 相談支援専門員
5	教育委員代表	手塚 千草	さつま町教育委員会 教育委員
6	学校長会代表	古里 和彦	宮之城中学校 校長
7	P T A 代表	徳留 昴子	さつま町P T A連絡協議会 副会長
8	P T A 代表	森園 真也	さつま町P T A連絡協議会 副会長
9	民生委員児童委員協議会代表	今東 晴夫	主任児童委員
10	母子保健推進員代表	松尾 栄子	母子保健推進員
11	区公民館長連絡協議会代表	濱田 敬造	柘野区公民館 館長

第3期さつま町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

鹿児島県さつま町こども課こども支援係

〒895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2

電話：0996-53-1111 FAX：0996-52-3514

